

第4次つがる市地域福祉計画

[令和6年度～令和10年度]

令和6年3月
つがる市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨と背景	1
2. 地域福祉計画策定の法的根拠	2
3. 計画の位置付け	3
4. 計画期間	4
5. 計画の策定体制	4
6. 地域福祉に関連する法律・制度等の動向	5
第2章 地域福祉を取り巻く状況	7
1. 市の状況	7
2. アンケート調査結果の概要	21
第3章 計画の基本理念と基本目標	24
1. 基本理念	24
2. 基本目標	25
第4章 施策の展開	27
基本目標1 安心して暮らせる仕組みづくり	27
1. 相談体制の充実	27
2. 情報提供の充実	30
3. 福祉サービス提供体制の充実	32
4. 災害時の連携の強化	35
5. 権利擁護の推進	37
6. 支援が必要な人への対応	43
基本目標2 助け合い、支え合う地域づくり	47
1. 地域福祉意識の高揚	47
2. 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化	49
3. 支え合い・見守り体制の充実	51
4. 福祉活動への支援と連携強化	53
5. 社会福祉協議会との連携強化	54
基本目標3 いきいきと暮らせる環境づくり	55
1. 居場所づくり・交流の場づくり	55
2. 社会参加・生きがいづくり	57
3. 健康づくり・介護予防	59
4. 安全な移動手段・生活の確保	62
第5章 計画推進のために	65
1. 協働による計画の推進	65
2. 計画の周知・普及	65
3. 社会福祉協議会との連携	65
4. 計画の進行管理、点検・見直し	66
資料編	67

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

- 近年、少子高齢化や少人数世帯の増加、家族機能の脆弱化などにより、高齢の親と50代のひきこもり状態の子が同居している中で起こる「8050問題」や、親の介護と育児が同じ時期に重なる「ダブルケア」といった、複雑化・複合化した課題を抱える世帯が見られるなど、家庭を取り巻く環境は、大きく変化しています。
- 人口の減少、非正規雇用の拡大、コミュニティ機能の低下など、社会構造の変化を背景として地域における結びつきが弱まり、社会的孤立や生活困窮者の増加など、課題が深刻化しているケースが見られます。
- このような中、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、自分らしく暮らしていくことができるよう、地域住民が支え合い、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現が求められています。
- 地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を目指すものです。
- 地域福祉の推進により「地域共生社会」の実現を目指すためには、これまでの生活支援を必要とする方への行政からの福祉サービスの提供だけではなく、地域住民同士の支え合い・助け合いが不可欠となってきます。
- こうした背景を踏まえるとともに、第3次計画の計画期間の終了を受け、本市の地域課題や地域福祉推進の理念・方向性を明確化し、より具体的・効果的な取り組みを進めるため、第4次つがる市地域福祉計画（以下、「第4次計画」）の策定を行います。

2. 地域福祉計画策定の法的根拠

- 地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域の様々な生活の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備し、地域福祉を推進するための計画です。
- 地域住民や団体・組織など、みんながつながり支え合うことで、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無、性別などに関わらず、誰もが住み慣れた家庭や地域の中で自分らしく生きがいを持ち、安心した生活を送ることができる社会を目指すものです。

▼社会福祉法第 107 条（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

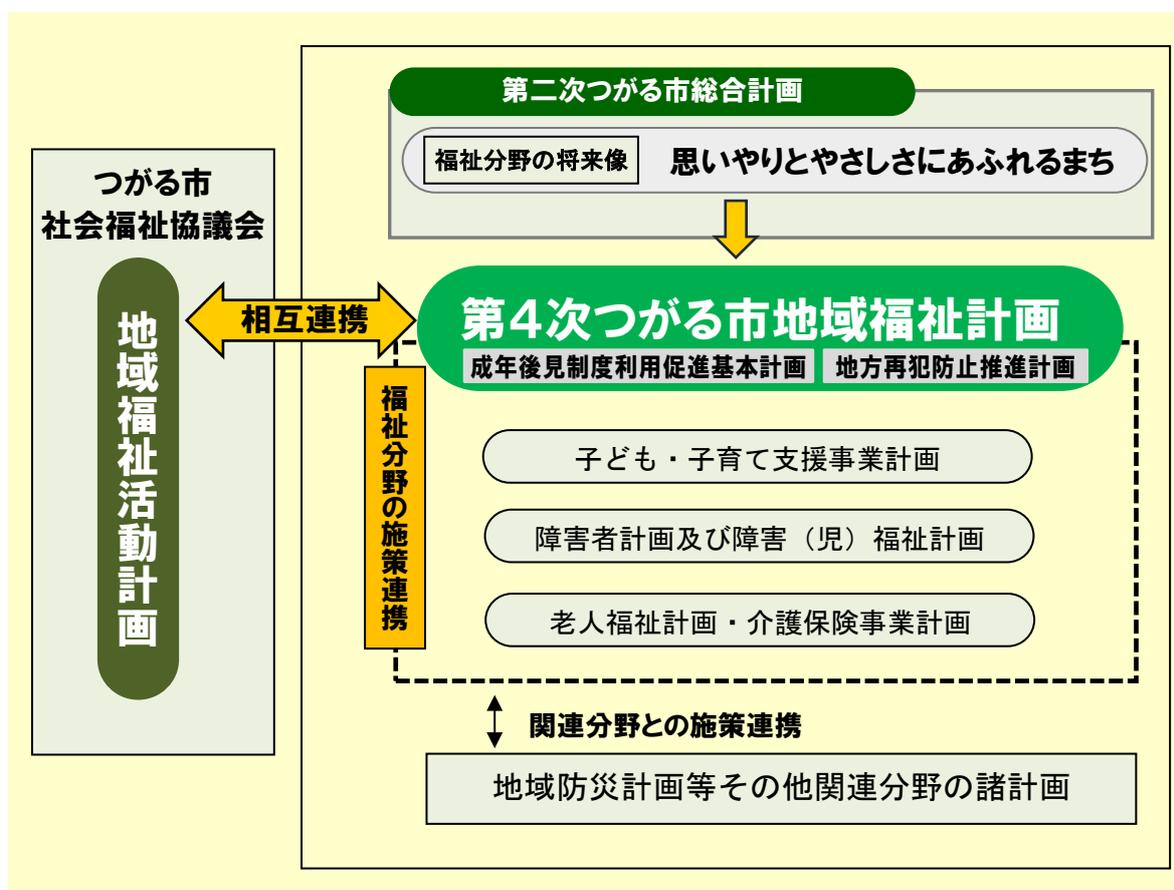
地域福祉計画に盛り込むべき5事項

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

3. 計画の位置付け

- 「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づいて市町村が策定し、子育て、高齢者、障害者といった福祉に関する部門別計画の「共通軸となる施策」を体系化する、福祉健康分野の上位計画に位置付けられます。
- つがる市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との相互連携を図ります。

▼つがる市地域福祉計画の位置付け



- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」）第 14 条 1 項に基づく「市町村による成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」）第 8 条 1 項に基づく「地方再犯防止推進計画」について、第 4 次計画の中に位置付けます。

▼成年後見制度の利用の促進に関する法律（第14条第1項）

（市町村の講ずる措置）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

▼再犯の防止等の推進に関する法律（第8条）

（地方再犯防止計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4. 計画期間

○計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度改正などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画の策定体制

○第4次計画の策定においては、市民の意向を反映させるため、各種アンケート調査の実施、策定委員会の開催、パブリックコメントを実施するとともに、庁内関連部署との協議を行います。

①各種アンケート調査の実施

○地域福祉計画は、地域ぐるみで推進する計画であることから、市民等のニーズを十分に把握し、それらを計画に反映させていくことが必要なため、第4次計画の策定にあたっては、18歳以上の市民に対するアンケート調査を実施し、地域福祉に関する市民の意識や意見の把握を行いました。

②地域福祉計画策定委員会での審議・検討

- 学識経験者や福祉関係団体及び地域で活動するボランティア団体等の代表者で構成された「つがる市地域福祉計画策定委員会」において計画の内容について審議・検討を行います。

③パブリックコメントの実施

- 広く市民等から意見を聴取し、第4次計画に反映させるためにパブリックコメントを実施します。

④庁内関連部署との協議・検討

- 関係各課との施策連携を図る必要性から、関係する庁内関連部署と現状を踏まえた課題把握や今後の施策検討などを行い、計画を作成します。

6. 地域福祉に関連する法律・制度等の動向

(1) 社会福祉法の改正（重層的支援体制整備事業）

- 平成29年に社会福祉法の一部改正がなされ、地域福祉計画については、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられ、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載が求められました。（平成30年4月1日施行）
- 地域共生社会の実現を図るため、令和2年に社会福祉法が改正され、市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（重層的支援体制整備事業）の整備に関する事項を定めるよう努めることとされています。

(2) 生活困窮者自立支援法の一部改正

- 平成30年10月に改正生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者の定義として、経済的困窮の背景要因に、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性などの様々な事情を含めることが明示され、個々の状況に応じた包括的な支援を行っていくこととされています。
- 福祉、就労、教育、税務、住宅等の関係部局において、生活困窮者を把握した場合には、自立支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化されました。

(3) 成年後見制度利用促進法の施行

- 平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため基本的な計画を定めることとされており、令和 4 年 3 月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。
- 認知症、知的障害、精神障害等により、財産管理や日常生活等に支障がある人々を支えるための成年後見制度の利用促進が求められています。

(4) 児童福祉法等の一部を改正する法律の成立

- 児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、令和 4 年 6 月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。
- 改正により、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市町村における子育て家庭への支援の充実等が求められています。

(5) 災害対策基本法の一部改正

- 頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法が一部改正され令和 3 年 5 月に施行されました。
- 改正により、避難すべき方が逃げ遅れにより被災することを防止するため、避難勧告・避難指示が一本化され、避難情報のあり方が包括的に見直されました。また、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村による作成が努力義務化されました。

(6) 認知症基本法の成立

- 高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状を踏まえ、令和 5 年 6 月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。
- 認知症基本法では、基本理念とともに国、地方公共団体等の責務を明らかにし、認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項等を定めています。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1. 市の状況

(1) 市の概況

- 本市は、青森県の西北部、津軽平野の中央部から西に位置し、平成 17 年 2 月に木造町、森田村、柏村、稲垣村及び車力村の 1 町 4 村が対等合併し、「つがる市」となりました。
- 地勢をみると、東は岩木川を境に五所川原市、中泊町に接し、西は日本海に面しており、その海岸線は「七里長浜」と呼ばれ、北は五所川原市から南は鱒ヶ沢町まで続き、海岸沿いは「屏風山」と呼ばれる丘陵地帯が続き、南方には津軽の秀峰「岩木山」と世界遺産「白神山地」を望みます。
- 市域には、岩木川により育まれた広大な津軽平野が拓け、津軽藩の新田開拓以来の一大穀倉地帯が形成されており、平野部の稲作、山間部の稲作とりんごの複合、屏風山地帯の畑作、内水面・沿岸漁業といった第 1 次産業が基幹産業となっています。
- 気候は、日本海の影響を受ける日本海型気候であり、特に、冬季は強い冬型の気圧配置が続くため降雪が多く、強い西風の影響による地吹雪のため交通が途絶することがあるなど、市民生活に影響を及ぼしています。
- 本市では、平成 28 年度を初年度とした「第二次つがる市総合計画」を策定し、福祉分野の将来像として「思いやりとやさしさにあふれるまち」を掲げ、10 年後のつがる市の姿として、「誰もが自分らしく、いきいきとした暮らしを送っています。」「まち全体で手助けが必要な人を気にかけて、助け合う仕組みができています。」といった目標に向けて、まちづくりを進めています。

▼第二次つがる市総合計画における福祉分野の将来像

福祉分野の 将来像

思いやりとやさしさにあふれるまち

すべての市民の幸せのために、市民・企業・行政がそれぞれの役割の中で連携しながら活動し、地域全体で支え合うまちづくりを推進し、すべての人の個性が尊重され、お互いを理解し思いやることのできる、やさしさにあふれる「つがる市」を目指します。

【私たちが目指す“つがる市の姿”】

- 誰もが自分らしく、いきいきとした暮らしを送っています。
- まち全体で手助けが必要な人を気にかけて、助け合う仕組みができています。

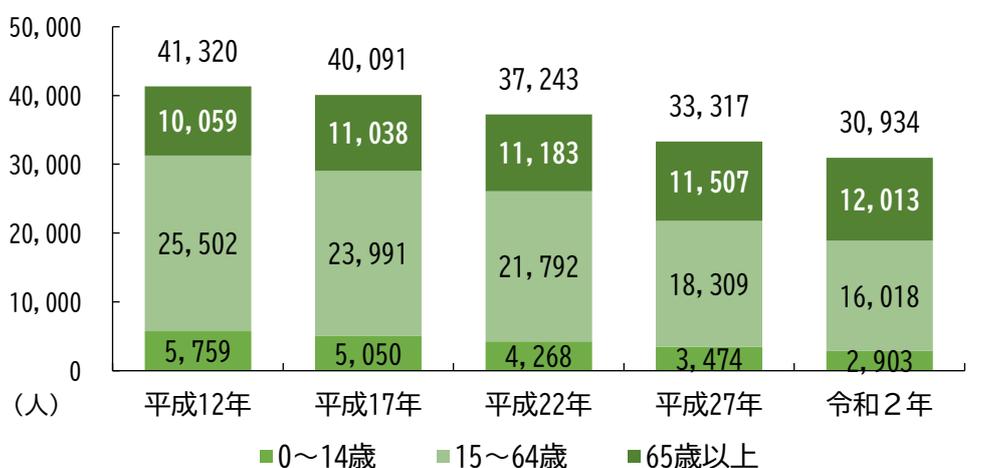
(2) 人口の状況

①人口等の状況

○本市の総人口は 30,934 人（令和 2 年国勢調査）で、近年の推移をみると平成 12 年の 41,320 人から一貫して減少傾向にあります。

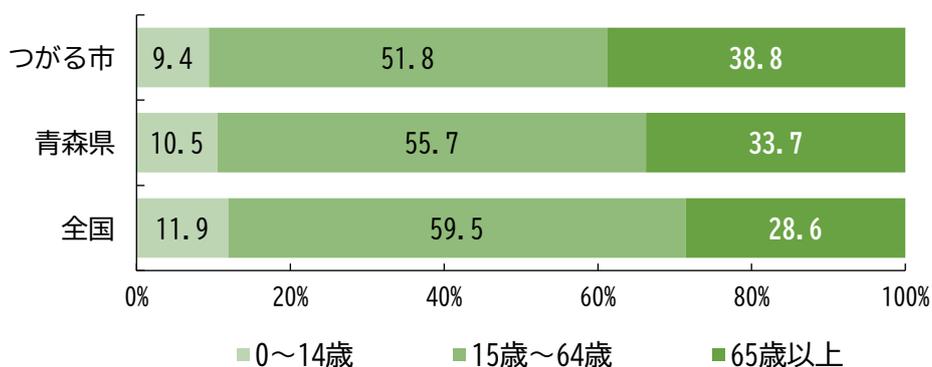
○年齢構成を全国・青森県と比較すると、本市は 0～14 歳、15 歳～64 歳の構成比率が低く、一方、65 歳以上の高齢化率は 38.8%と約 4 割が高齢者となり、国、県を上回る水準となっています。

▼年齢階層別人口の推移



※国勢調査（総人口には年齢不詳を含む場合がある）

▼年齢階級別人口割合の比較（令和 2 年国勢調査）

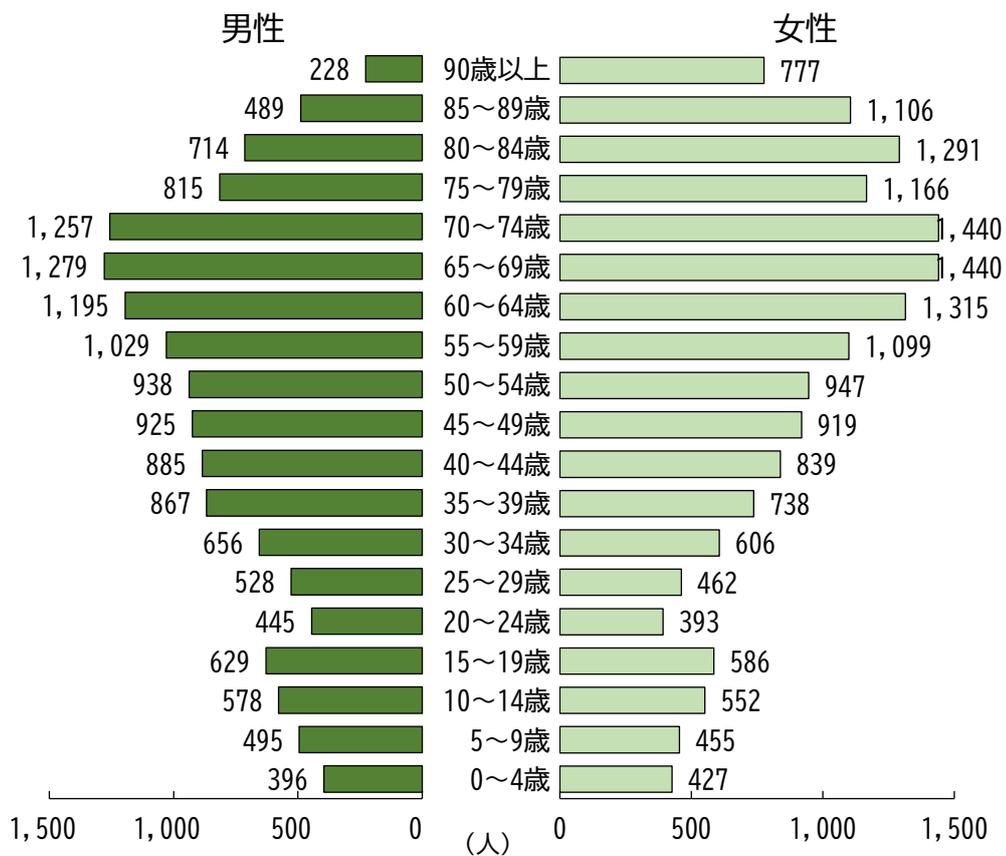


※令和 2 年国勢調査（令和 2 年国勢調査に関する不詳補完結果の数値）

②人口構造の状況

- 本町の人口構造を5歳階級別の人口ピラミッドで見ると、男性、女性ともに65～69歳の層、70～74歳の層が多くなっています。
- この層の団塊の世代（1947～49年生まれ）が令和7年（2025年）には75歳以上の後期高齢者となることが見込まれます。

▼人口ピラミッド

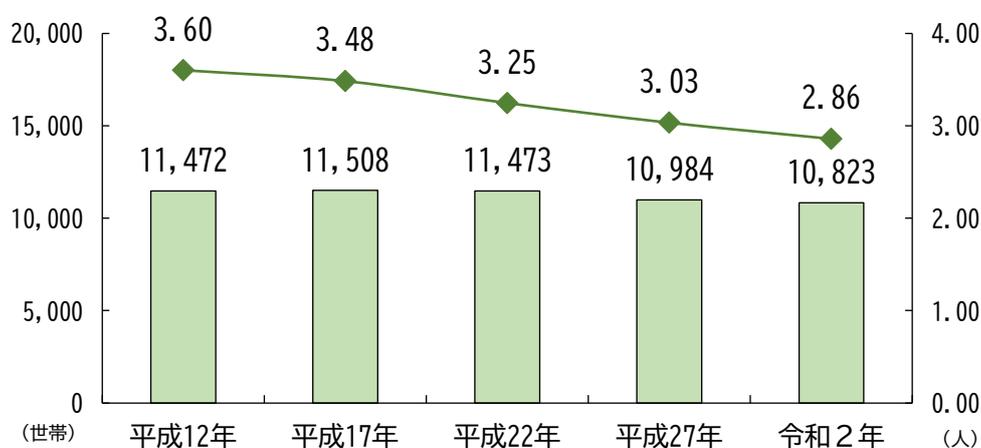


※令和2年国勢調査

(3) 世帯の状況

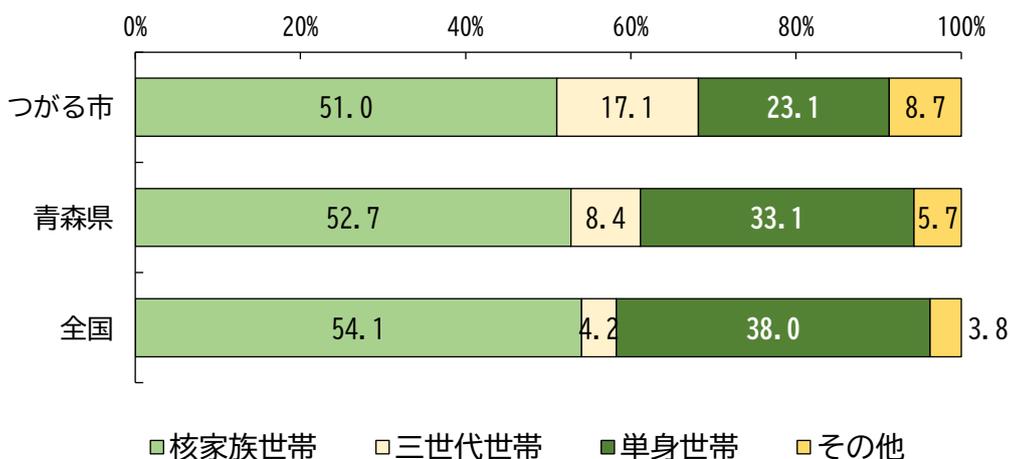
- 本市の世帯の状況をみると、平成17年の11,508世帯から減少傾向で推移し、令和2年では10,823世帯となっています。また、1世帯あたり人員は平成12年の3.60人から令和2年には2.86世帯となっており、世帯の小規模化が進んでいます。
- 一般世帯の世帯構成を国、県と比較すると、本市は三世帯世帯の割合が多く、単身世帯の割合が少ない傾向がみられます。

▼総世帯数・1世帯あたり人員の推移



※国勢調査

▼世帯構成割合の比較 (令和2年国勢調査)

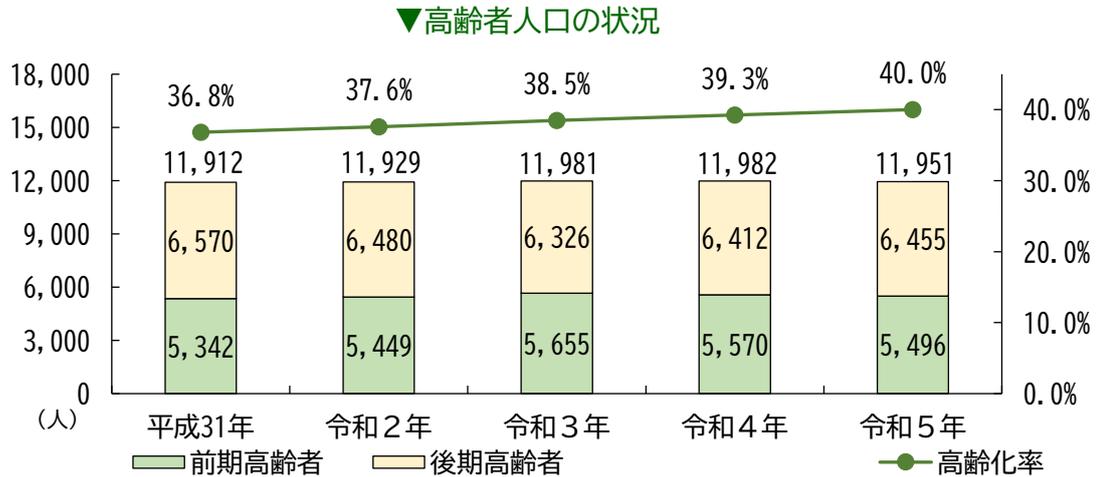


※令和2年国勢調査 (一般世帯は病院、社会福祉施設等で生活する人を除いたもの)

(3) 高齢者の状況

① 高齢者人口の状況

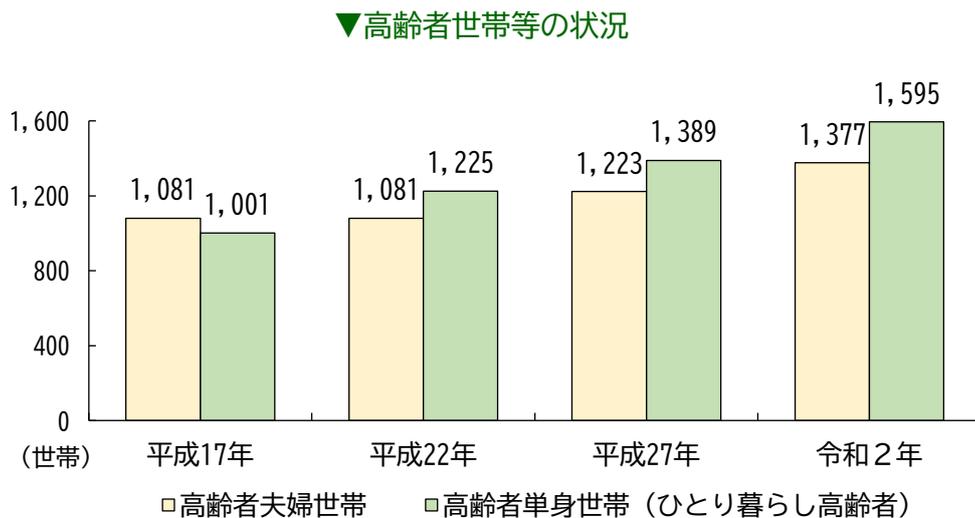
○本市の高齢者人口の動向をみると、直近ではおおむね横ばいで推移しており、令和5年で11,951人、高齢化率は40.0%となっています。



※住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 高齢者世帯等の状況

○本市の高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯ともに増加傾向にあり、令和2年では高齢者夫婦世帯が1,377世帯、高齢者単身世帯が1,595世帯となっています。



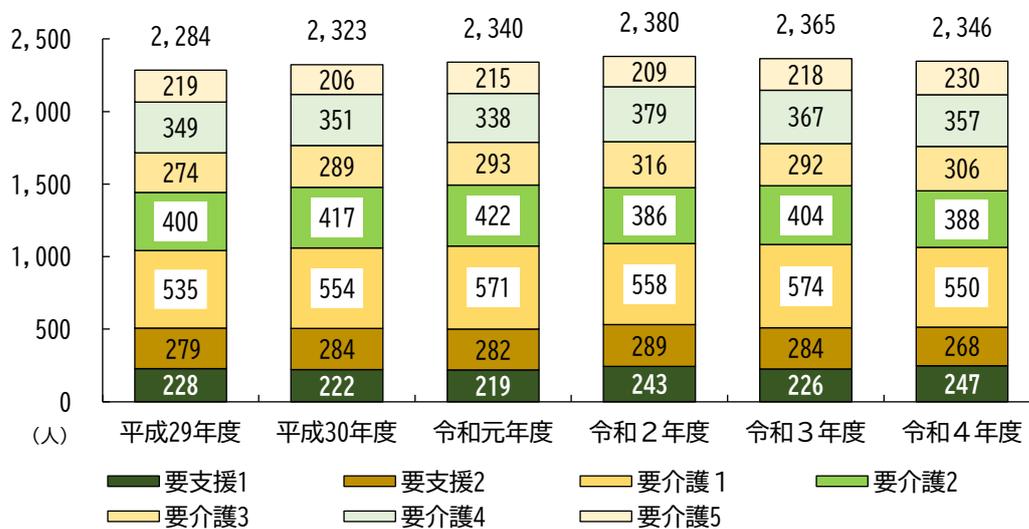
※国勢調査

③要介護認定者の状況

○本市の要介護認定者（第1号被保険者）の推移をみると、平成29年度から令和2年度まで増加傾向にありましたが、以降は微減傾向で推移し、令和4年度で2,346人となっています。

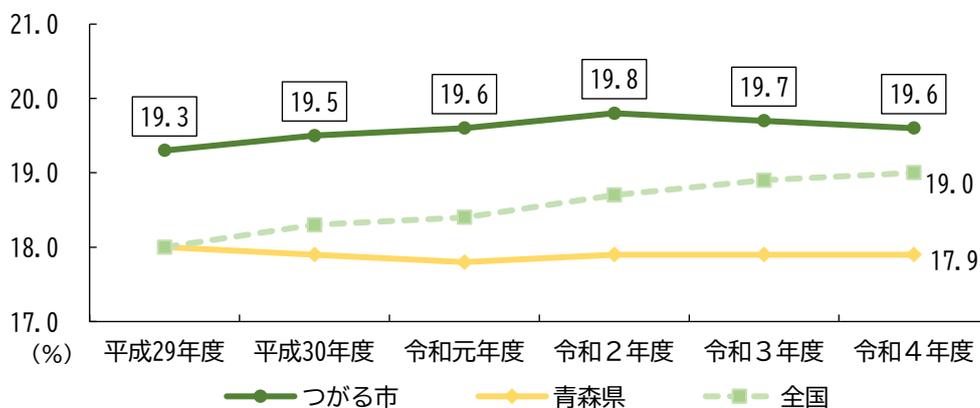
○第1号被保険者における認定率をみると、本市は国、県を上回って推移しており、令和4年度では19.6%と国（19.0%）、県（17.9%）を上回っています。

▼要介護度別認定者（第1号被保険者）の状況



※介護保険事業状況報告年報（各年度3月末、令和3年度、令和4年度は月報）

▼認定率（第1号被保険者）の推移



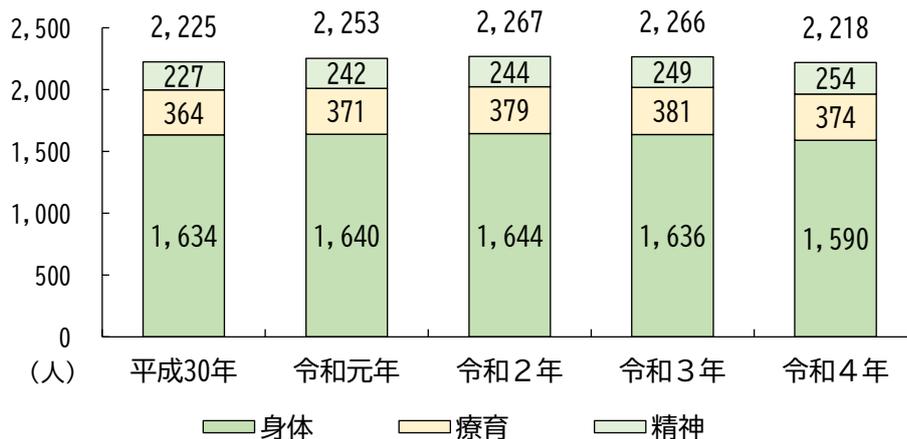
※介護保険事業状況報告年報（各年度3月末、令和3年度、令和4年度は月報）

(5) 障害者の状況

①手帳所持者数の状況

○手帳所持者の状況を見ると、直近では身体障害、療育の手帳所持者は減少していますが、精神障害の手帳所持者が増加しています。

▼手帳所持者数の状況

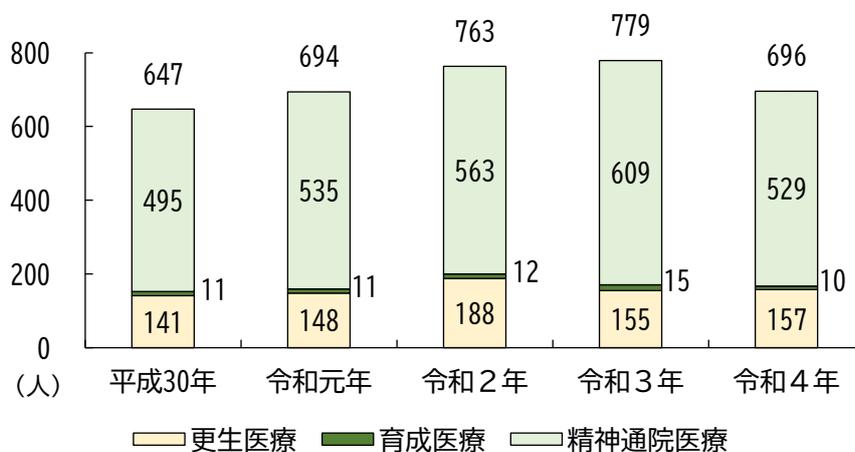


※各年度3月末現在

②自立支援医療受給者数の状況

○自立支援医療とは、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。平成30年度以降、精神通院医療が特に増加傾向にありましたが、令和3年をピークに減少に転じています。

▼自立支援医療受給者数の状況

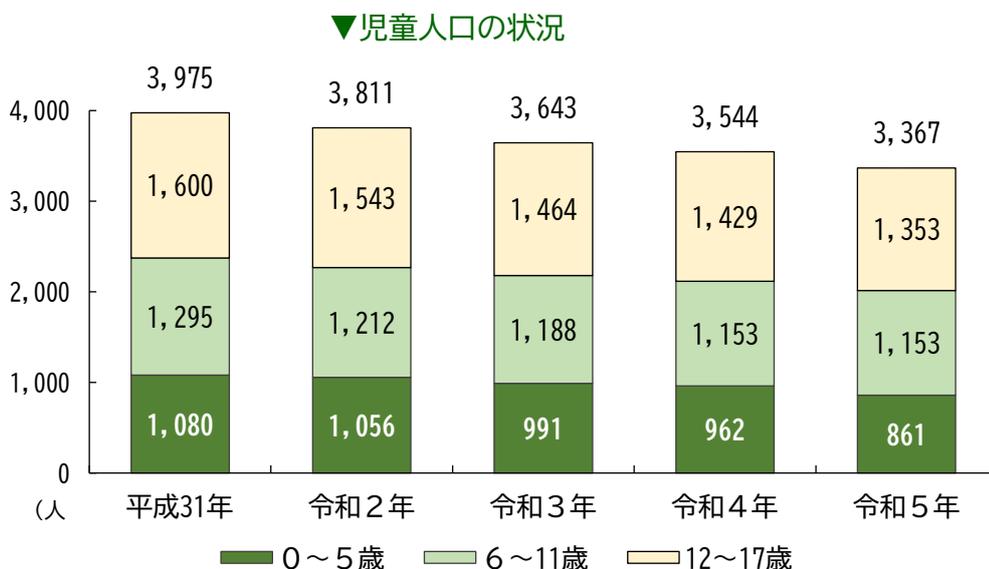


※各年度3月末現在

(6) 児童等の状況

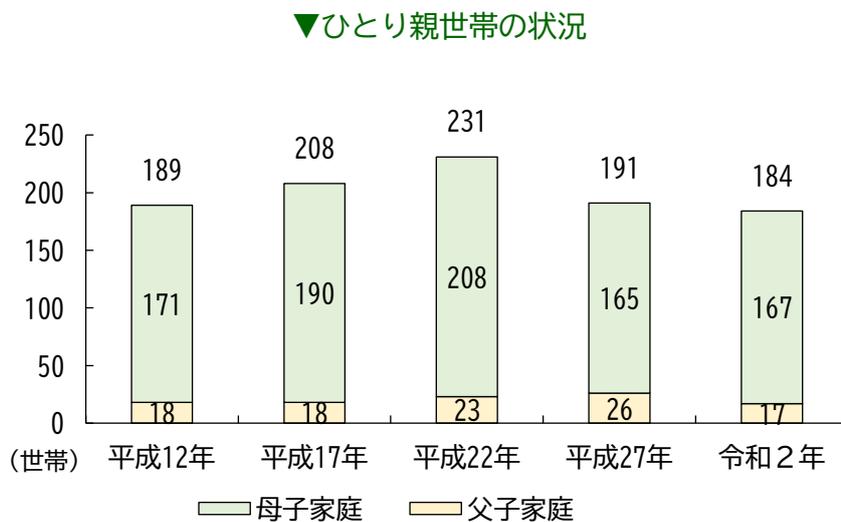
①児童人口の状況

○本市の児童人口（0～17歳）の推移をみると、減少傾向で推移しており、令和5年では3,367人となっています。



②ひとり親世帯の状況

○本市のひとり親世帯（父子家庭・母子家庭）の推移をみると、平成22年以降減少傾向にあり、令和2年では184世帯となっています。また、令和2年の母子家庭は167世帯、父子家庭は17世帯となっています。



(7) 外国人に関する状況

○外国人の状況をみると、令和2年度から減少傾向にあり、令和4年度では88人となっています。令和4年度ではカンボジアが26人で最も多く、次いでベトナムが23人となっています。

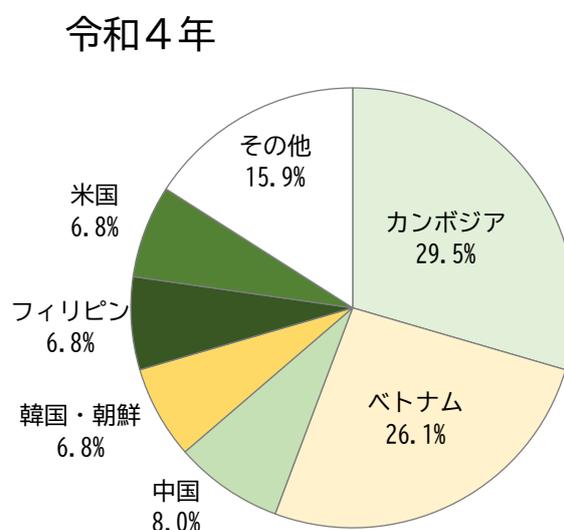
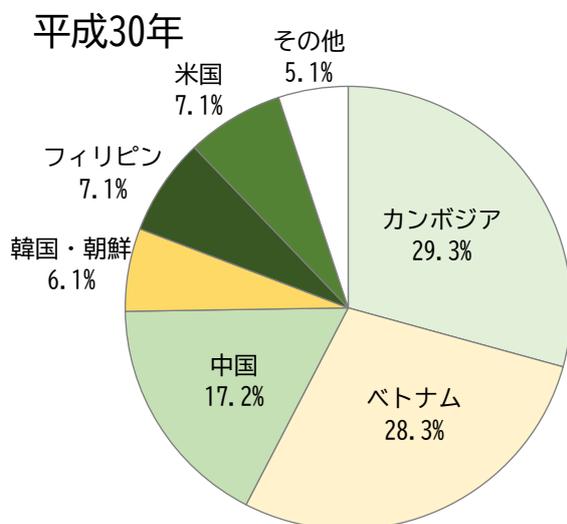
○構成比をみると、カンボジアが29.5%で最も多く、次いでベトナムが26.1%、中国が8.0%で続きます。また、平成30年度と比較すると中国の割合が減少しています。

▼外国人の状況

(単位：人)

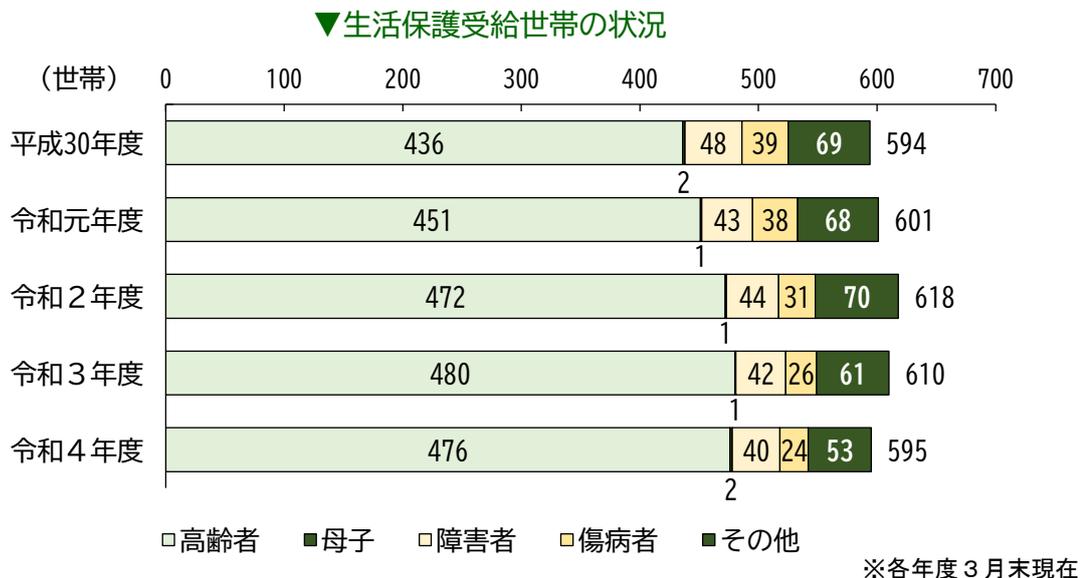
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
カンボジア	29	30	41	35	26
ベトナム	28	32	34	25	23
中国	17	18	17	9	7
韓国・朝鮮	6	5	5	5	6
フィリピン	7	7	8	7	6
米国	7	4	4	6	6
ミャンマー	0	0	0	0	5
スリランカ	0	0	0	0	4
インドネシア	2	2	2	2	3
その他	3	2	2	2	2
計	99	100	113	91	88

※各年度3月末現在



(8) 生活保護に関する状況

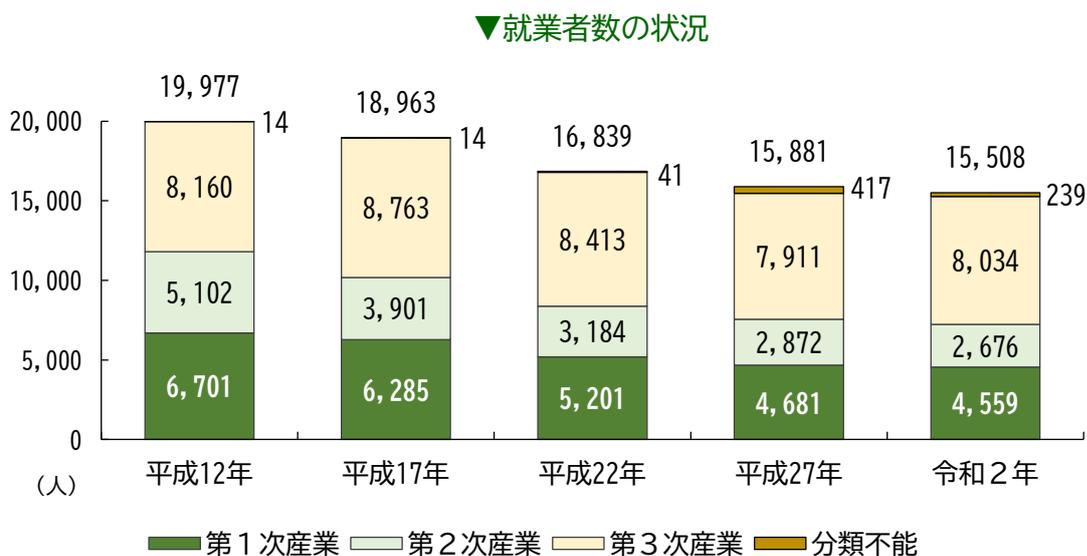
○生活保護受給世帯数は、令和4年度には595世帯と令和2年度以降減少傾向で推移しています。受給世帯の構成では高齢者世帯が最も多く、次いで傷病者世帯が続きます。



(9) 就労に関する状況

①就業者数の状況

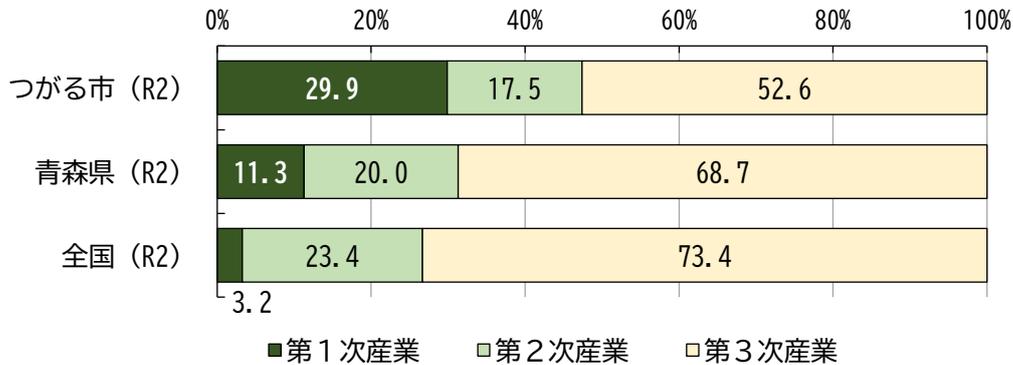
○就業者数の推移をみると、平成12年以降減少傾向で推移し、令和2年には15,508人となっています。



※国勢調査

○産業3区分別就業者の構成比をみると、令和2年には第1次産業が29.9%、第2次産業が17.5%、第3次産業が52.6%となっており、県と比較して、第1次産業の構成割合が大きく上回っています。

▼産業別就業者割合の比較

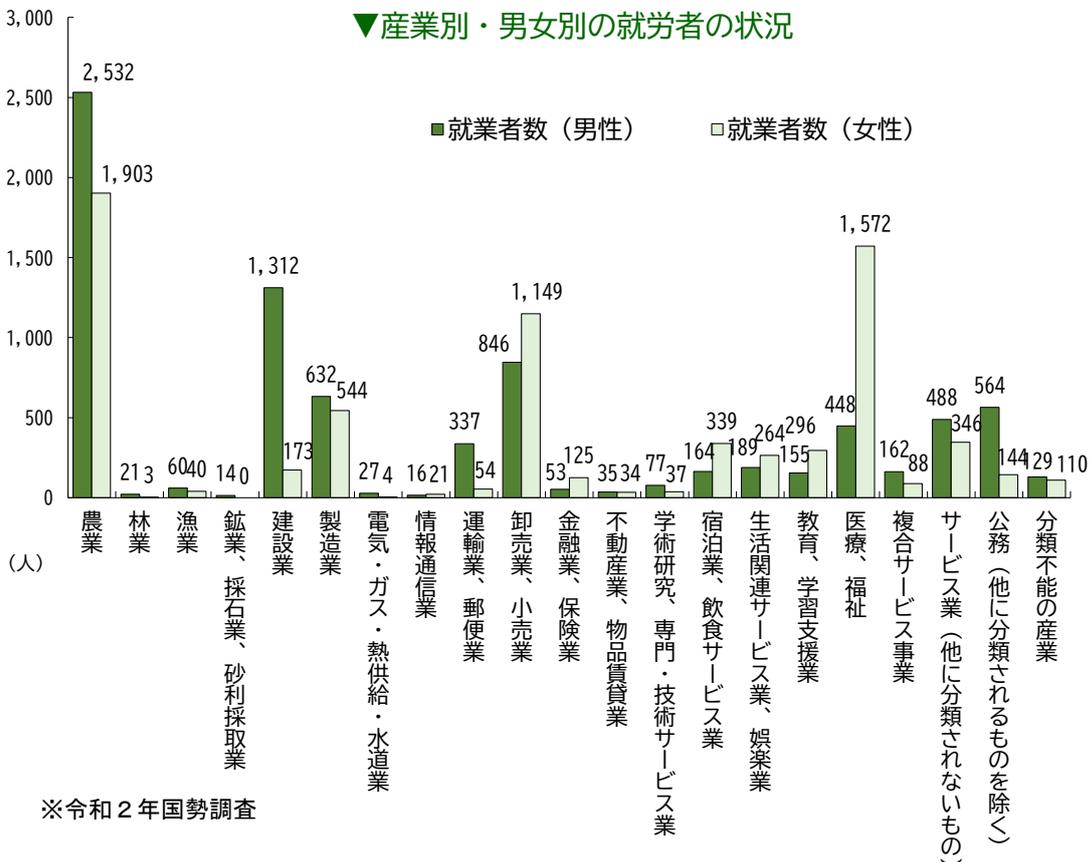


※令和2年国勢調査（令和2年国勢調査に関する不詳補完結果の数値）

②産業別の就労者の状況

○産業別の就労者をみると、男性は「農業」、「建設業」、「卸売業、小売業」の従事者が多く、女性は「農業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」の従事者が多くなっています。

▼産業別・男女別の就労者の状況



(10) その他地域福祉に関する状況

① ボランティアの状況

- 本市のボランティアの状況をみると、社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している団体は、令和4年4月1日現在で19団体（登録人数1,819人）となっています。

▼ ボランティア登録団体及びボランティア登録者の状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
団体数	20	20	20	20	19	—
団体登録者数	2,509	2,114	2,078	1,880	1,794	—
個人登録者数	29	29	29	25	25	—
登録人数	2,538	2,143	2,107	1,905	1,819	—

※各年4月1日現在

② 民生委員・児童委員の状況

- 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、担当する地域において、ひとり暮らしの高齢者や障害のある方、生活困窮者などから生活上の問題や悩みなどの相談を受けたとき、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たす地域福祉の担い手です。令和5年4月1日現在、各地域を担当する105人の民生委員・児童委員が活動しています。
- 子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員は11人で、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら、子育て支援や児童健全育成活動に取り組んでいます。

▼ 民生委員・児童委員の状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
委員（人）	104	104	105	103	102	105
うち主任児童委員（人）	11	11	11	11	11	11

※各年4月1日現在

③ほのぼの交流協力員

○ほのぼの交流協力員は、担当する区域において、不安を抱える方々への声かけや日常的な見守り、福祉ニーズの掘り起こしなどを行うボランティアであり、地域の見守りネットワークの構成員として重要な役割を担っています。令和4年4月1日現在、585名が見守り活動等を実施しています。

▼ほのぼの交流協力員の状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
協力員（人）	652	646	628	617	585	—

※各年4月1日現在

④自治会

○自治会は生活に最も身近な市民組織です。令和5年4月1日現在、本市には131の自治会があり、地域の福祉、環境、防災など、様々な課題に対応し、地域住民相互の連携と親睦を図るために組織しています。

○近年は核家族化や価値観の多様化による自治会未加入世帯の増加をはじめ、役員の高齢化やなり手不足などによって活動が停滞傾向にある地区もみられます。

▼自治会の状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自治会	132	132	132	131	131	131

※各年4月1日現在

⑤老人クラブ

○老人クラブは、地区ごとに組織され、令和5年4月1日現在、市内に89の単位老人クラブがあり、高齢者の生きがいを高め、老後の生活を健全で豊かにするために活動しています。

○会員数の減少がみられ、魅力ある活動への取り組みが課題となっています。

▼老人クラブの状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
クラブ	98	94	92	91	90	89
会員（人）	3,162	2,968	2,814	2,635	2,545	2,417

※各年4月1日現在

⑥人権擁護委員

○人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。人権相談や人権の考えを広める活動をしています。令和5年4月1日現在、8人の人権擁護委員が活動しています。

▼人権擁護委員の状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人権擁護委員（人）	9	9	9	9	9	8

※各年4月1日現在

⑦保護司

○保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。犯罪や非行をした人を地域の中で適切に処遇し、これらの人たちの立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動をしています。令和5年4月1日現在、23人の保護司が活動しています。

▼保護司の状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
保護司（人）	22	22	22	22	22	23

※各年4月1日現在

⑧自主防災組織

○自主防災組織は、災害から自分たちの地域は自分たちで守るという市民の自覚と連帯感に基づき、自治会等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織をいいます。令和5年4月1日現在、25の自主防災組織が結成され、身近な地域の防災活動に取り組んでいます。

▼自主防災組織の状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
組織	22	22	23	24	25	25

※各年4月1日現在

2. アンケート調査結果の概要

(1) 実施概要

- 第4次つがる市地域福祉計画の策定にあたって、市民の「地域福祉」についての考えや地域活動への参加状況、今後の施策などを把握し、計画づくりの基礎資料を得るために実施しました。

▼調査対象及び調査方法等

項目	内容
調査対象	市内に居住する18歳以上の市民
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）
調査期間	令和5年7月～8月
配布数	1,200票
有効回収数	458票
回収率	38.2%

(2) 結果の概要

①地域とのかかわりについて

- ・「立ち話をする程度の人がいる」が28.6%で最も多く、次いで「困ったときに助け合う親しい人がある」が28.4%、「会えばあいさつをする程度の人がある」が24.2%となっています。
- ・地域の暮らしやすさについては、「どちらかという暮らしやすい」が61.8%を占め、これに「とても暮らしやすい」（12.7%）をあわせた『暮らしやすい』が74.5%となっています。

②地域福祉について

- ・「必要だと思う」、「どちらかといえば必要だと思う」がそれぞれ約4割となっており、これらをあわせた『必要』が80.4%となっています。
- ・身近な高齢者等に対して支援・協力できることは、「あいさつや安否確認などの声かけ」が最も多く、次いで「話し相手」、「災害時の避難支援・安否確認」が続きます。

③ボランティア活動について

- ・現在の参加状況については、「現在参加、今後も参加」と「現在参加、今後は不参加」をあわせた『参加している』が15.9%となっています。

- ・今後の参加意向については、「現在参加、今後も参加」と「現在不参加、今後は参加」をあわせた『参加したい』が41.5%となっています。
- ・参加したいボランティアの具体的な内容については、「地域の清掃など環境美化に関する活動」が第1位に挙げられ、次いで「地域づくりに関する活動」が続き、「防災・防犯に関する活動」、「子育ての支援や子どもの世話に関する活動」、「高齢者の援助に関する活動」などの順となっています。
- ・ボランティア活動への参加しない理由としては、「参加する時間がない」が他を大きく引き離して第1位となっています。
- ・ボランティア普及に必要なことは、「困っている人と助ける人をつなぐ仕組み」が最も多く、次いで「互いに助け合おうという意識を深める」が続きます。

④地域福祉にかかわる団体等について

- ・民生委員・児童委員の認知度は、「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」が64.2%を占めています。
- ・地区担当の民生委員については、「知らない」が70.1%を占めています。
- ・社会福祉協議会の認知度は、「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」が54.4%、「名前も活動内容も知っている」が37.1%となっています。
- ・社会福祉協議会で今後充実すべき活動は、「福祉ニーズの把握とサービスの企画・実施」が最も多く、次いで「在宅福祉サービスの充実」、「子育て支援の充実」、「福祉に関する情報提供の充実」などの順となっています。

⑤相談について

- ・悩みごとの主な相談相手は、「家族・親戚」が最も多く、次いで「友人・知人」が続き、以下、「市役所などの相談窓口」、「職場などの上司・同僚」などの順となっています。
- ・福祉などの窓口利用経験については、「利用したことがある」が16.8%となっており、利用した人のうち「利用しやすかった」は79.2%と約8割を占めます。
- ・期待する相談窓口については、「1か所で何でも相談や手続きができる」が最も多く、次いで「必要な情報や手続きがすぐわかる」、「書類の書き方が簡単で、提出する書類が少ない」などの順となっています。

⑥災害時における助け合いについて

- ・要配慮者が身近にいるかどうかの認識については、「いる」が33.4%、「わからない」が31.0%、「いない」が29.7%となっています。
- ・地域での災害への備えについては、「家族の避難方法の確認」が最も多く、次いで「危険箇所の把握」、「隣近所とのあいさつ、声かけやつきあい」、「要支援者の把握や情報伝達の体制づくり」が続きます。

⑦成年後見制度について

- ・成年後見制度の認知度は、「名前も内容も知っている」が34.5%、「名前は知っているが内容は知らない」が31.4%、「名前も内容も知らない」が28.8%となっています。

⑧これからの福祉に必要なことについて

- ・地域福祉で重要な取り組みとしては、「在宅福祉サービスの充実」が最も多く、次いで「身近な相談窓口の充実」、「経済的援助の充実」などが続きます。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

▼第4次計画の基本理念

みんなで築く
思いやりとやさしさあふれる つがる

- 「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築きながら、誰もが支え合う地域共生社会を実現しようとするものです。
- 近年は社会構造の変化などにより、福祉サービスだけでは解決できない困りごとや悩みごとを抱える、いわゆる「制度の狭間」にいる人に対する支援のあり方が課題となっています。
- これらの課題には、「個人や家族で解決する」（自助）、「地域の人たちが協力して解決する」（互助）、「相互扶助による制度で解決する」（共助）、「行政サービスによって解決する」（公助）、さらに、これらの組み合わせによって解決していくことが求められています。
- 私たちのつがる市をより暮らしやすくするため、第3次計画での取り組みを継承・発展させ、住み慣れた地域でいつまでも、いきいきと暮らすことができる「思いやりとやさしさあふれる つがる」をみんなで築くことを目指します。

2. 基本目標

○基本理念「みんなで築く 思いやりとやさしさあふれる つがる」の実現を目指し、次の基本目標と主要施策を設定します。

基本目標1 安心して暮らせる仕組みづくり

○自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを、必要とする人が適切に利用できるよう、個々の状況に応じた相談体制の充実をはじめ、的確な情報提供を行うとともに、良質なサービス提供体制の整備を図ります。

主要施策

1. 相談体制の充実
2. 情報提供の充実
3. 福祉サービス提供体制の充実
4. 災害時の連携の強化
5. 権利擁護の推進
6. 支援が必要な人への対応

○災害対策の強化をはじめ、権利擁護の推進など子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、安心して暮らせる仕組みづくりを進めます。

基本目標2 助け合い、支え合う地域づくり

○助け合い、支え合いの地域福祉を進めるため、市民一人ひとりの地域福祉に対する意識を高めるとともに、地域における住民の自主的なボランティア活動を支援します。

○地域での見守り体制の充実をはじめ、民生委員・児童委員等への支援、地域福祉活動の中心的組織であるつがる市社会福祉協議会との連携強化を図り、助け合い、支え合う地域づくりを進めます。

主要施策

1. 地域福祉意識の高揚
2. 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化
3. 支え合い・見守り体制の充実
4. 福祉活動への支援と連携強化
5. 社会福祉協議会との連携強化

基本目標3

いきいきと暮らせる環境づくり

○隣近所や市民同士による協力や連携を強化するため、地域での身近な居場所づくり・交流の場づくりを進めるとともに、地域ぐるみの健康づくりや生きがいづくり活動を推進し、市民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせる仕組みをつくっていきます。

主要施策

1. 居場所づくり・交流の場づくり
2. 社会参加・生きがいづくり
3. 健康づくり・介護予防
4. 安全な移動手段・生活の確保

第4章 施策の展開

基本目標1 安心して暮らせる仕組みづくり

1. 相談体制の充実

現状・課題等

- 各種福祉サービスの多様化、家族形態の多様化とともに、社会問題化している新たな課題への対応など、相談窓口の役割はこれまで以上に重要になっています。また、身近に相談できる人がいない人、相談窓口に行くことのできない人など、個々の状況に応じた相談体制の充実も求められています。
- 本市では、担当課の窓口をはじめ、地域包括支援センター、保健センター、子育て支援センター等の機関で相談を行っています。
- 庁舎入り口付近に総合案内を設置し、来庁者が目的の担当課へ行けるようスムーズに案内できる体制を図っています。
- 地域の高齢者相談窓口は、つがる市地域包括支援センター及び市内在宅介護支援センター（6か所）に設置しており、個々の状況にあわせて同センター職員が自宅を訪問する等丁寧な相談対応に努めている。また、身近な相談相手としての民生委員にも相談可能な体制を図っています。
- 令和2年度に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てに関する相談窓口の強化、切れ目なく相談しやすい体制の強化を図っています。
- 令和4年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、従来の子育て相談に加えて、栄養士や助産師による相談を開始しています。また、児童虐待の相談窓口の明確化をしてきました。
- 障害者自立支援法に基づく相談支援事業を実施し、より専門的な相談を受ける広域での基幹相談支援センター設置に向け、広域で協議を進めています。
- 社会福祉協議会では、総合相談事業を実施し、本・支所の窓口で福祉に関する悩みごとや日常生活での心配ごとなど様々な相談に対応しています。さらに、生活困窮者自立相談支援事業も実施しています。
- 地域では、民生委員・児童委員により福祉制度や日常生活にかかわる相談を受けるとともに、定期的な家庭訪問を実施するなど、必要な援助・支援を行っています。

- アンケート調査結果では、市窓口の利用について「利用しやすかった」が79.2%と、利用者の約8割が利用しやすいと感じています。また、期待する窓口としては、「1か所で何でも相談や手続きができる」が最も多くなっています。
- これらを踏まえ、多様化・専門化する相談内容に対応するための相談体制の強化やワンストップで相談に対応できる体制を検討していく必要があります。

今後の取り組み

◆地域や市民の取り組み

- ・悩みごとは一人で悩まずに、家族や友人などに相談したり、福祉に関することで困ったことがあったら、相談窓口を積極的に利用しましょう。
- ・困っている人や悩みを抱える人たちから助けを求められたときは、相談にのり、相談窓口を紹介しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・社会的に孤立している人や制度の狭間で支援を受けられない人など、様々な生活課題を抱える世帯への相談支援の強化を図ります。
- ・民生委員・児童委員等と連携し、うつ、ひきこもり、虐待、生活困窮など、地域の潜在的な課題を掘り起こし、必要な支援・サービスにつなげていきます。

◆市の取り組み

取り組み	具体的な内容
①身近な相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口における相談体制の充実に向けて、窓口での接遇向上や相談しやすい環境づくりを図るとともに、各関係機関との連携を強化しながら、個々のケースに応じた相談に努めます。 ・ワンストップで相談できる窓口体制の検討を図ります。 ・来庁や電話だけでなくFAXや電子メール等、あらゆる人がより相談しやすい環境を整えます。 ・高齢者やその家族が身近に相談できる体制（地区民生委員や在宅介護支援センター等）の充実を図ります。 ・様々な支援を切れ目なく提供できるよう、地域生活拠点等の整備を行っていきます。
②市職員や民生委員・児童委員等の資質向上に向けた研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容に的確に、わかりやすく、相談者のプライバシーに配慮した対応を行えるよう、市職員や社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員等の関係者に定期的に研修や勉強会を開催し、資質向上に努めます。

取り組み	具体的な内容
③市職員や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等や関係機関の連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの相談に携わる市職員や民生委員・児童委員等が、地域の問題解決を速やかに行えるよう、相談員同士または警察や医療機関等の関係機関との連携体制を確立します。
④関係機関との連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの相談に携わる市職員や民生委員・児童委員等が、地域の問題解決を速やかに行えるよう、関係機関との連携体制の強化を図ります。 ・広報やパンフレット、つがる市地域包括支援センター等の相談支援機関と連携し相談窓口の周知を図ります。 ・定期的な相談日を設け、またつがる市社会福祉協議会等との連携を図り、法律相談等を開催するなど、住民がより気軽に相談できるような取り組みを積極的に進めます。

2. 情報提供の充実

現状・課題等

- 市民が何らかのサービスや支援を受けるためには、どのようなサービスや支援があるのか知ることが必要です。このため、利用者本位の考え方に立ち、福祉サービスを必要とするすべての人が自分に適した、質の高いサービスを自らの意志で選択・利用できるようにするため、対象に応じたわかりやすい情報提供が必要です。
- 本市では、「広報つがる」を月1回発行するとともに、ホームページ、福祉のしおりの配布や国民健康保険独自の広報紙など各部署・機関独自の広報等を実施するとともに、本庁の各課や出張所、包括支援センター、医療機関、各関係機関等との連携を強化しながら、個々のケースに応じ必要な情報提供に努めてきました。
- 広報紙で、市ホームページから申請書をダウンロードできることを記載しているほか、関連記事の二次元バーコードを掲載し、市のホームページの該当箇所をすぐに閲覧できるようにしています。
- 令和2年度より母子手帳アプリ「母子モ」による情報提供を実施しています。
- 広報紙については、視覚に障害のある人への情報提供を進めるために、ボランティアの協力のもと「声の広報」を発行しています。
- 社会福祉協議会においても、社協だよりの発行や「広報つがる」への記事掲載、ホームページ、パンフレット等を通じて、福祉情報の提供に努めています。
- 今後も、わかりやすい広報紙やホームページでの情報発信をはじめ、高齢者や視力・聴力に障害のある人への伝達手段の充実とともに、個人情報保護に配慮しながら、よりきめ細かな情報提供の体制を確立していくことが求められています。

今後の取り組み

◆地域や市民の取り組み

- ・市、関係機関・団体等が発信する情報への関心を深めるとともに、情報を積極的に活用しましょう。
- ・口コミは大きな情報源になるため、福祉情報をまわりの人にも伝えましょう。
- ・各種団体は会員への情報提供を積極的に進めましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・地域福祉に関する情報やボランティア団体等の活動紹介など、積極的な情報発信に努めます。
- ・社協だよりや「広報つがる」への掲載情報について、わかりやすい情報の提供に努めます。
- ・社会福祉協議会のホームページの充実を図り、タイムリーな情報発信に努めます。

◆市の取り組み

取り組み	具体的な内容
①広報紙・ホームページでの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスについて、必要な人が必要な支援を適切に選択し利用できるよう、広報紙をはじめ、ホームページ等による多様な媒体を通じた、よりわかりやすい情報提供に努めます。 ・ホームページやつがる市公式 LINE アカウントを活用した情報配信を積極的に進めます。 ・広報紙や各種冊子等の読みやすさへの配慮を進めます。 ・月に1回、市の広報を音声化したものを希望者に配布します。
②各種手当・制度の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・広報やパンフレットなどでの情報提供を行うとともに、各種研修会などを活用して、制度やサービス内容の周知を行います。
③民生委員・児童委員等を通じた情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員等への情報提供を強化し、地域での情報提供体制の強化を図ります。

3. 福祉サービス提供体制の充実

現状・課題等

子育て支援

- 令和元年度に「第2期つがる市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「すべての子どもの幸せ」、「親の成長の支援」、「地域全体での子育て」を基本的な視点として、「子ども・親・地域が手をつなぎ 笑顔をはぐくむ 幸せいっぱい つがるっ子」を基本理念に掲げ、①幼児期の教育・保育施設の充実、②子ども・子育て支援施策の充実、③専門性の高い支援の充実を基本目標に、各種施策の展開を図ってきました。

高齢者

- 平成2年度に策定した「つがる市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、「ともに支え合いながら住み慣れたつがる市で いつまでも幸せに」を基本理念に、①生きがいづくり・介護予防の推進、②地域包括ケアシステムの推進、③認知症施策の総合的な推進、④高齢者の権利擁護、⑤介護保険サービスの質の向上と効率化の推進を基本目標に、高齢者の生活支援・介護保険事業の充実とともに、地域包括ケアシステムの深化に努めてきました。

障害者

- 平成29年度に「つがる市第3次障害者計画」を策定し、ノーマライゼーションの理念の浸透や障害福祉サービスの提供をはじめ、障害者の地域での自立支援を基本とした各種施策を推進してきました。
- 令和2年度に「つがる市第6期障害福祉計画」、「つがる市第2期障害児福祉計画」を策定し、これまでの利用状況やニーズに基づき、各種障害者福祉に関する制度の動向を見据えた上で、本市における障害福祉サービス、障害児通所支援等のサービスを見込み、その確保を図っています。

◆地域や市民の取り組み

- ・利用できる福祉サービスについて、適切に活用しましょう。
- ・サービス充実のための提言やアンケートの機会に積極的に参加しましょう。
- ・各種福祉計画の内容を、広報紙、ホームページ等で理解し、計画の推進に協力しましょう。
- ・市や社会福祉協議会が開催する講演会、研修会等に積極的に参加しましょう。
- ・可能な範囲で住民参加型のサービスに参加しましょう。
- ・サービス提供事業者は、利用者のニーズを把握してサービス内容の改善・充実を図りましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・社会福祉協議会が実施する生活支援サービスを、住民にわかりやすく周知し、福祉的な支援が必要な人を地域で掘り起こし、適切なサービス・支援につなげていきます。

◆市の取り組み

取り組み	具体的な内容
①子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な子育て支援サービスや保育サービスの提供及び教育環境の整備など、地域の子育て力を向上するための施策の充実に努めます。 ・すべての子どもが尊重され、健やかに成長できるよう、専門的な相談支援体制を強化するとともに、子育て家庭を支援します。 ・妊産婦・乳幼児への家庭訪問や乳幼児健診により、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援について一層の充実を図ります。 ・乳幼児健診において、育児や発達に不安のある親子に対して関係機関と連携しながら、早期からの発達支援、親子支援を継続して実施します。また、関係機関と連携を密にし、発育発達支援の充実を図ります。
②高齢者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築に向けたこれまでの取り組みを土台に、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるための取り組みを推進します。

取り組み	具体的な内容
③障害者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに暮らし、ともに参加するための福祉施策を推進します。 ・ 住み慣れた地域で自立した生活を営むために必要なサービスと支援を受けられる社会を実現します。 ・ 障害の程度や特性に応じて必要なサービスを利用できるよう、在宅や施設における福祉サービスの充実に努めます。 ・ 通院等で手話通訳が必要な方に手話通訳者の派遣を行います。 ・ 手話通訳者の養成に向け、手話奉仕員養成講座を開催します。

4. 災害時の連携の強化

現状・課題等

- 火災や地震など災害発生時において、高齢者や障害のある人など要配慮者は迅速な対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制が重視されています。
- 本市では、避難場所の整備をはじめ、自主防災組織の育成・支援、防災訓練の実施、災害発生時の情報連絡体制など地域での防災体制の強化を図っています。
- 避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関への情報提供について、同意が得られた方について、順次個別避難計画を作成し、民生委員や消防、福祉避難所と情報を共有しています。
- アンケート調査では、地域で必要だと思う災害対策は「家族の避難方法の確認」が最も多く、次いで「危険箇所の把握」、「隣近所とのあいさつ、声かけやつきあい」が続きます。
- 今後は、防災対策にあたっては、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加傾向にある中、災害時要援護者を意識した防災施策の推進や高齢者や障害のある人が地域での自主防災活動に参加できる仕組みづくりなどが必要です。

今後の取り組み

◆地域や市民の取り組み

- ・地域で見守るべき方が誰なのかを把握しましょう。
- ・避難時の連絡体制や避難の方法を家族で共有しましょう。
- ・家庭での水や食料などの備蓄を心がけましょう。
- ・防災訓練や身近な地域の自主防災組織の活動に参加しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・災害発生時に、ボランティアによる地域の活動が円滑に行えるよう、市や関係機関と連携して、防災に関する情報提供等必要な支援を行います。

◆市の取り組み

取り組み	具体的な内容
①防災意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練や防災教室等の実施により、防災、減災に向けた準備の促進と、いざというときに適切な行動がとれるような知識の普及を図ります。 ・災害時の危険箇所や避難場所、避難路等をまとめたハザードマップを作成・配布し、災害時の備えに対する取り組みの促進を図ります。
②災害時等要援護者支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時要配慮者、避難行動要支援者に対し迅速な対応ができるよう、今後も避難行動要支援者名簿の更新と個別避難計画の作成を進め、支援体制の強化を図ります。 ・関係課・社会福祉協議会などと連携しながら要配慮者・避難行動要支援者の実態把握、避難場所の確保の強化を図ります。 ・災害時、迅速な対応ができるよう個人情報保護に配慮しながら関係部署と定期的に情報交換を行います。
③地域の自主防災組織の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみで防災体制の充実を図るため、自主防災組織の育成・支援を図ります。

5. 権利擁護の推進

現状・課題等

虐待防止

- 本市は、社会福祉協議会をはじめ各種団体と連携し、児童や高齢者、障害者を中心とした虐待防止や人権侵害の対応を図るため、関係組織を対象に、虐待対応についての研修会の実施など本人や家族、地域を対象とした各種事業を進めてきました。
- 虐待事例が発生した際は、関係者と連携して速やかに情報共有・実態把握を行い、適切な対応に努めています。
- あらゆる差別や権利を侵害する要因の除去に努め、虐待や権利の侵害などがあれば、早期に対応していく体制が求められています。

権利擁護

- 認知症高齢者や知的障害者・精神障害者の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為をする際に、不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。
- 本市では、判断能力が十分ではない方が必要な支援を受けられるよう、地域包括支援センター、介護支援専門員、社会福祉協議会と連携し、事業の利用につなげています。
- 令和5年4月から西北五圏域（五所川原市・つがる市・鶴田町）権利擁護センターを設置し、広域で権利擁護の普及啓発、成年後見制度の利用促進、市民後見人等の担い手の育成に取り組んでいます。
- アンケート調査をみると、成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知っている」が34.5%、「名前は知っているが内容は知らない」が31.4%、「名前も内容も知らない」が28.8%と、内容は知らないが6割以上となっており、制度の認知度が高いとはいえない状況となっています。
- 今後、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などに関する相談の増加が予想されます。
- これらを踏まえ、本市においても成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、権利擁護をより一層充実していくことが求められます。

◆地域や市民の取り組み

- ・お互いの人権を尊重する意識を高めましょう。
- ・身近で起きる可能性がある虐待やDVに気づけるよう心がけ、気づいたときは、すぐに行政機関等に連絡しましょう。
- ・子どもが虐待を受けているのではと感じたら児童相談所全国共通ダイヤル「189（いち・はや・く）」に電話しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービス等の利用支援に対して、日常生活自立支援事業により支援します。
- ・成年後見制度の周知と利用促進を図ります。
- ・関係機関等と連携し、市民後見人の養成や法人後見の体制づくりなど利用に関する体制整備に努めます。

◆市の取り組み

取り組み	具体的な内容
①虐待児童の発見・保護体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの幸せ推進協議会」に参加し、虐待を受けている児童・生徒の発見・支援に努めます。 ・関係機関と連携し、被害児童・生徒が発生した場合のカウンセリング体制の整備を図ります。
②親の孤立防止のための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利や虐待予防に関して、さらに周知徹底を図ります。 ・子育て中の親がひとりで子育てに取り組まなければならないという強迫観念にかられて地域から孤立するケースがみられることから、もっと気楽に周囲の人や行政に相談したり、子育て中の親たちとの交流ができるように意識啓発を図ります。
③高齢者・障害者虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・法律に基づき、重大な虐待のおそれがある家庭に対して必要な措置を行います。また、関係組織等との連携のもと、高齢者・障害者虐待防止ネットワークを構築し、虐待防止を図ります。
④日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業、成年後見制度利用支援を含め、広く権利擁護支援として関係機関と連携し、尊厳ある暮らしが続けられるよう、地域全体で支えていくための仕組みづくり（地域連携ネットワークの構築）に努めます。

取り組み	具体的な内容
⑤成年後見制度の周知・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報やパンフレット等を活用し成年後見制度の周知を図ります。 ・ 認知症、障害等により、財産管理や契約等の法律行為における意思決定が困難な方が、必要な支援を受けながら安心して生活できる地域づくりに向け、中核機関を中心に成年後見制度の利用促進及び権利擁護支援に関する地域連携ネットワークを構築します。 ・ 市民後見人の養成へ向けた土台づくりとして、養成研修のほか市民後見人へのフォローアップを目的とした中核機関の機能強化を図ります。 ・ 西北五圏域（五所川原市・つがる市・鶴田町）権利擁護センターを権利擁護支援の中核機関とし、障害の有無にかかわらず、誰もが尊厳ある暮らしが続けられるよう、地域全体で支えていくための仕組みづくり（地域連携ネットワークの構築）に努めます。

1. 成年後見制度について

○認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る支援者である後見人・保佐人・補助人（以下、「後見等」という。）を家庭裁判所が選任し対象者を法律的に支援する制度です。選任された後見人等が預貯金等の管理を行ったり介護サービス等の利用契約を行ったりすることで、対象者の財産や生活を守ることができます。

成年後見制度は、大きく分けて2つ、法定後見制度と任意後見制度があります。

◆法定後見制度

本人の判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3つの類型から家庭裁判所によって選ばれた後見人等が本人を支援するものです。

◆任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に代わってしてもらいたいことを契約で定めておく制度で、本人の判断能力が低下した際に親族や任意後見人等が申立を行い任意後見監督人が選任されることで契約の効力が生じます。

▼後見、保佐、補助について

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力がほとんどない人	判断能力が著しく十分でない人	判断能力が十分でない人
支援する人	後見人	保佐人	補助人
申立ができる人	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長等		
代理権	財産に関するすべての法律行為 (本人の同意は不要)	本人の同意を得た上で家庭裁判所が定める特定の法律行為	
同意権・取消権	日常生活に関する行為 (日用品の買い物等) 以外の行為	法律上定められた重要な行為 (相続の承認・住宅の改築等)	本人の同意を得た上で家庭裁判所が定めた特定の法律行為

代理権：後見人等が本人に代わって契約等の法律行為を行える権限。

同意権：本人が契約等の法律行為を行う場合には後見人等の同意が必要であるという権限。

取消権：後見人等の同意がないまま本人が法律行為等を行った場合にその法律行為を取り消せる権限。

2. 取り組み内容

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

- 成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、親族や法律・福祉・医療・地域の関係者が連携して関わり、適切に必要な支援につなげるための仕組みづくりが必要です。
- そのため、地域連携ネットワークにおける個別の協力活動のほか、困難事例に対応するためのケース会議の開催など、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりを目指します。

①中核機関

- 西北五圏域権利擁護センターを地域連携ネットワークに必要な関係する団体等とのコーディネートを行う中核機関に位置付けます。

②地域連携ネットワーク及び中核機関の役割

- これらの機関は以下の5つの役割を担います。

▼地域連携ネットワーク及び中核機関の役割

役割	詳細
広 報	成年後見制度や権利擁護事業の普及・啓発を行います。制度の周知を図ることで、適時・適切な支援につながることを期待できます。
相 談	専門職団体や地域包括支援センター、医療・介護関係者、障害者相談支援事業所と連携し、制度に関する相談体制を整え、相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。
利用促進	市民後見人等の育成及び受任調整や、その後の活動支援を行います。また、必要に応じ適切な支援を行うための多職種連携の協議の場を調整します。
後見人支援	市民後見人等や親族後見人からの相談に応じるとともに、専門的知見が必要なケースについて専門職団体や関係機関を含めたケース会議の開催などを行います。
不正防止	後見人等に対する相談・支援体制を整えることで、後見員等の孤立や不正の発生を未然に防ぐ効果が期待されます。

(2) 市民後見人等の育成・活動の推進

- 身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見人等の育成に取り組み、その後の活動の支援及び活用の推進を図ります。

(3) 権利擁護センターの機能強化

○権利擁護に関する相談・対応、成年後見制度の周知・啓発、申立に係る手続支援、親族後見人に対する相談支援、市民後見人等の育成・支援を推進するとともに、地域連携ネットワークの中核機関として関係団体等のコーディネーターの役割を担うなど、成年後見制度に関する窓口としての機能強化を図ります。

(4) 成年後見制度の利用支援

①市長申立

○判断能力が十分でない方が、後見人等が必要な状況にあるにも関わらず、本人や親族等がともに申立を行うことが難しい場合、調査の上、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立を行います。

②費用助成

○成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、申立費用や後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

6. 支援が必要な人への対応

現状・課題等

生活困窮者

- 生活困窮者の自立に向け、社会福祉協議会内に「つがる市生活相談支援センター」を開設し、民生委員・児童委員や関係機関との連携のもと、それぞれの実態に即したきめ細かな相談・支援等に努めるとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の利用に関する助言・指導等に努めてきました。

子どもの貧困

- 子どもの貧困については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、同年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることがないように、子どもに届く教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を推進することが方向づけられています。

再犯防止

- 犯罪や非行をした人の再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取り組みだけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない取り組みが必要です。

家族介護者

- 老々介護、認知症の方のいる家族へ支援をはじめ、同時期に「育児」と「介護」の両方に直面する「ダブルケア」や、大人が担うような責任を引き受け、親や祖父母の介護や、兄弟姉妹の世話をする18歳未満の子ども「ヤングケアラー」が課題となっています。こうした家族介護者の精神的負担の軽減や支援が必要となっています。

今後の取り組み

◆地域や市民の取り組み

- ・身近な気になる人に、見守りや声かけを実践しましょう。
- ・一人で悩まずに、困りごとがあれば、相談窓口を積極的に利用しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・低所得者などを対象に必要な資金の貸付を行う「生活福祉資金貸付事業」により、生活の自立を促します。

◆市の取り組み

取り組み	具体的な内容
①生活困窮者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者に対し、つがる市生活相談支援センターを中心に自立相談支援事業等を通じた自立を促進します。 ・きめ細かな相談対応や関係機関が行っている生活福祉資金貸付、就学援助などによる経済的支援、就労支援、住宅確保支援等の利用促進を図ります。
②子どもの貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> ○県や関係機関と情報共有しながら、保育・教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を推進します。 ○貧困にある、または貧困の状況に陥るおそれのある家庭に対し、早期発見に努め、各種制度に結びつけていく相談体制の充実を図ります。 ○子どもが安心して過ごし、様々な生活習慣を学べる、子どもたちの居場所づくりの整備を推進します。
③再犯防止について	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪や非行を行った人が罪を償い、地域社会において円滑に立ち直ることができるよう、保護司等と連携を図ります。 ・保健行政機関と連携し、薬物依存症に関する相談支援の充実を図るとともに、薬物依存症からの回復に向けた支援を行います。
④家族介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者の精神的負担を軽減するため、保護者が交流・情報交換ができるネットワークづくりの支援を進めます。 ・家族が適切な介護方法により安心して在宅介護を継続することで、介護される高齢者本人の在宅生活も継続できるように、家族介護教室等を実施します。

1. 再犯防止推進計画について

- 犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。
- こうした生きづらさを抱える人の課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取り組みだけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない息の長い支援等を国、市、民間団体等が緊密に連携・協力して実施する必要があります。

2. 取り組み内容

(1) 更生支援の取り組みへの理解促進

- 犯罪や非行をした人への偏見や差別をなくし、社会の中で孤立せずに生活できるように、「社会を明るくする運動」をはじめとする啓発活動などを推進し、更生支援の取り組みの必要性についての周知と啓発に努めます。
- 薬物依存に関する正しい理解が広がるように、様々な関係機関や団体と連携して、広報や啓発活動に取り組みます。

(2) 再犯防止の推進に向けた連携の強化

- 保護司などの民間の更生保護活動を一層周知することにより、活動への支援を推進します。
- 犯罪や非行を行った人が罪を償い、地域社会において円滑に立ち直ることができるよう、保護司等と連携を図ります。

(3) 社会における職業・住居の確保等

- 保護司会及びハローワーク等の関係団体と連携しながら、犯罪や非行をした人の就労に向けた相談や各種支援の充実を図ります。
- 生活の基盤となる住居確保のため、公営住宅の活用、入居のための支援などの取り組みを、高齢者、障害者、生活困窮者などの住まいの確保のための支援と連携して推進します。

(4) 薬物乱用対策の推進

○保健行政機関と連携し、薬物依存症に関する相談支援の充実を図るとともに、薬物依存症からの回復に向けた支援を行います。また、薬物乱用の防止に向け、児童・生徒への啓発・教育を進めます。

(5) 子どもの犯罪や非行の防止

○つがる市青少年育成町民会議をはじめ、地域住民、保護者、関係機関と連携し、社会全体で子どもの犯罪や非行の防止を進めます。

基本目標2 助け合い、支え合う地域づくり

1. 地域福祉意識の高揚

現状・課題等

- 地域福祉を推進していくためには、市民が地域に関心を持ち、地域のことを知ることで支え合い・助け合いの意識を高めていく必要があります。そのため、本市で実施している様々な活動を通して、すべての人が地域活動や近所づきあいについてその重要性を認識することが必要です。
- 本市では、広報紙やホームページ等を通じて地域福祉の意識高揚に向けた啓発を行うとともに、学校教育での福祉教育の推進に取り組んでいます。また、様々な体験活動やボランティア活動を通して、福祉活動への理解と参加も促進しています。
- 社会福祉協議会においても、広報紙やホームページでの情報提供等による啓発とともに、社会福祉大会、福祉まつり等のイベントなどに取り組んでいます。
- 今後も地域における支え合い・助け合いの基盤づくりに向けて、市民一人ひとりが主体的・積極的に地域について考えることができるよう福祉意識の高揚を図る必要があります。

今後の取り組み

◆地域や市民の取り組み

- ・福祉に関心を持ち、福祉について話し合う機会をつくりましょう。
- ・市や社会福祉協議会等が開催する福祉イベントに参加しましょう。
- ・福祉についての講演会や出前講座に参加しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・市と連携し、広報紙やホームページを活用した広報・啓発を進めます。
- ・社会福祉協議会ホームページの充実を図ります。
- ・各種福祉イベントへの住民の参加促進を図ります。
- ・市内の小中学校すべてをボランティア推進校として指定し、福祉への理解促進を図ります。
- ・市と連携し、学校での福祉体験等を実施し、福祉を学ぶ機会の充実を図ります。

- ・共同募金運動を通じて、地域福祉活動の必要性を伝え、福祉への理解、社会貢献の促進を図ります。

◆市の取り組み

取り組み	具体的な内容
①啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ひとり一人の福祉に対する理解と参加を促進するため、広報紙やホームページなど多様な媒体を通じた啓発活動を展開します。
②小中学生に対する福祉教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園、小・中学校を通じた福祉教育のカリキュラムを体系化し、福祉施設での体験学習や体験ボランティアなど、体験型の福祉教育を進めます。 ・学校行事や教育活動において、特別支援学級の児童・生徒と通常学級の児童・生徒の共同活動、特別支援学校の児童・生徒と市内小・中学校の児童・生徒の交流など、交流教育を図ります。
③相互理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害や地域のソーシャルインクルージョンをテーマにした講座を開催し、障害児・者に関する理解を深めると同時に、親と子ども、地域と子どものかかわりを学ぶ事業を推進します。 ・ノーマライゼーションの理念を実現するために、障害者に対する正しい理解と認識を深める活動や教育の充実を図ります。 ・障害児に対する教職員の理解と資質向上を図るため研修を継続して実施します。

2. 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

現状・課題等

- これまで児童や高齢者、障害者などを対象に、多くのボランティア団体が活動してきており、地域福祉を支える重要な役割を担っています。しかし、活動を支える人材や、活動のための資金の確保など、課題を抱えている団体がみられます。
- ボランティア活動に参加したい人、意欲があっても行動に移せていない人は多いとみられます。
- 本市では、様々な体験活動やボランティア活動を通して、福祉活動への理解と参加を促進してきました。
- 社会福祉協議会では、ボランティア活動のまとめ役及びボランティア連絡協議会事務局として活動促進を図るとともに、パンフレット等による啓発をはじめ、社会福祉大会、福祉まつり、福祉講座等のイベント、講座の開催、座談会の実施、小中学校での福祉体験活動、中高生等ワークキャンプの実施などに取り組んでいます。
- アンケート調査では、現在の参加状況については、「現在参加、今後も参加」と「現在参加、今後は不参加」をあわせた『参加している』が15.9%となっていますが、今後の参加意向については、「現在参加、今後も参加」と「現在不参加、今後は参加」をあわせた『参加したい』が41.5%と約4割となっています。
- 今後は、これまで続けてきた活動を継続し、内容の充実が図れるよう、人材、資金を含めた支援策が求められるとともに、ボランティア活動に関心のある市民へのきっかけづくりなど参加しやすい環境づくりも必要です。
- また、支援を必要とする人と支援する人のマッチングが十分に行われておらず、今後は、コーディネート機能の強化とともに、ボランティア活動に関心のある市民へのきっかけづくりなど参加しやすい環境づくりが求められています。

今後の取り組み

◆地域や市民の取り組み

- ・地域活動・ボランティア活動に興味を持ち、理解を深めましょう。
- ・ボランティア養成講座等に参加し、ボランティア活動をはじめましょう。
- ・できることから地域活動・ボランティア活動に参加しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・ボランティア活動を支援する相談体制やコーディネート機能の充実を図ります。
- ・ボランティアに関する理解と関心を深めるため、講座等の開催や情報提供の充実により、福祉活動の担い手を育成します。
- ・地域福祉のリーダーとなる人材の発掘と育成を図ります。

◆市の取り組み

取り組み	具体的な内容
①ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉活動を行うボランティア団体等に対し、活動の場の提供や情報提供、活動資金の援助などの支援を行い、活動の活性化を図ります。・ボランティア活動を新たにはじめようとしている市民や団体等に対し、必要な助言や各種情報提供を行います。・シルバーボランティア活動への参加を促進します。
②子育てに関するボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none">・子育てサークル設立希望者に指導を行い、地域子育て支援センター等の公共施設を子育てサークルの活動の場として提供します。
③障害者に関するボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア団体や家族会等を支援するとともに、勉強会・研修会の開催やデイケア等日中の活動について様々な支援を提供します。

3. 支え合い・見守り体制の充実

現状・課題等

- 高齢者や障害者、子育て中の家庭など、すべての住民が安心して暮らせるよう、日ごろからの身近な支え合い・助け合いを地域で展開していく必要があります。
- 認知症の人の行方不明を防ぐ見守り・SOS体制の整備のため、徘徊高齢者の事前登録等により普段からの地域での見守り体制と行方不明時の早期発見に向けた地域の協力体制の構築の一体的な取り組みを進めています。
- 生活支援コーディネーター（生活支援体制整備事業）が社会福祉協議会と連携し、地域に暮らす高齢者の生活課題や支援について、地域の見守りボランティア（福祉推進員やほのぼの交流協力員等）との意見交換会等を行っています。
- 子どもの見守りに関しては、子ども110番の家の普及促進や、地域での見守り活動の促進などに取り組んできました。
- 社会福祉協議会においては、住民参加による地域福祉活動を総合的に推進するために地域福祉推進員を配置し、在宅のひとり暮らし老人や寝たきり老人、障害者等の見守り支援ネットワークの構築に取り組んでいます。
- 今後も、関係機関が連携し、より充実した見守り体制の整備が求められます。

今後の取り組み

◆地域や市民の取り組み

- ・日ごろからあいさつや声かけを行うなど、身近なところから住民同士のつながりを深め、お互いの顔がみえる関係づくりに努めましょう。
- ・あいさつ、声かけや安否確認など見守り活動に参加しましょう。
- ・認知症などへの理解を深めましょう。
- ・虐待を知った場合には、速やかに公的機関に知らせるようにしましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・地域福祉推進員の活動を支援します。
- ・生活支援コーディネーターや協議体を通じて、地域にある社会資源の活用や新たな社会資源の開発を図ります。

◆市の取り組み

取り組み	具体的な内容
①子どもや高齢者の見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども110番の家の普及促進、地域での見守り促進など子どもの見守り充実促進を図ります。 ・認知症の人の行方不明を防ぐ見守り・SOS体制の整備のため、徘徊高齢者の事前登録等により普段からの地域での見守り体制と行方不明時の早期発見に向けた地域の協力体制の構築の一体的な取り組みを進めます。 ・社会福祉協議会や地域の関係機関との連携を図り、高齢者の見守り体制整備を行います。 ・広報やパンフレット配布により、各事業の周知を図ります。また、事業評価を行い、見守りネットワーク体制の充実に取り組みます。
②ご近所や自治会における取り組みの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での見守り、声かけやあいさつ運動などが、自然に行われることのできる地域づくりを促進します。 ・より多くの地域住民が地域での行事やイベントに対して、気軽に参加できるような環境づくりを進めます。
③関係者のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターを中心に、関係者間の情報共有を図りやすくするため、地縁、NPO、活動団体等のネットワークづくりを図ります。

4. 福祉活動への支援と連携強化

現状・課題等

- 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域の方から生活上の問題や悩みなどの相談を受けたときに指導や助言、福祉制度の紹介などを行う地域福祉の担い手で、本市では、現在、各地域を担当する民生委員・児童委員が活動しています。
- アンケート調査において、民生委員・児童委員の認知度をたずねたところ、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が64.2%となっていました。
- 地域福祉活動において重要な役割を担う、民生委員・児童委員をはじめ、福祉活動をしている人や団体を一層支援していく必要があります。

今後の取り組み

◆地域や市民の取り組み

- ・民生委員・児童委員、地域福祉委員の活動に興味や関心を持ちましょう。
- ・地区の民生委員・児童委員、地域福祉委員をはじめ、福祉活動をしている人や団体に協力しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・民生委員・児童委員と身近な生活相談に対応できるよう連携を図ります。
- ・民生委員・児童委員協議会との情報共有に努めるとともに、活動推進のために定期的な協議を行います。
- ・地域で福祉活動をしている人や団体を積極的に支援します。

◆市の取り組み

取り組み	具体的な内容
①民生委員・児童委員への支援	<ul style="list-style-type: none">・誰もが安心して生活できる地域づくりのために民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、活動内容を広く周知します。・民生委員・児童委員が、住民の多様な相談に的確にアドバイスができるよう、研修会や情報提供等を行います。
②福祉活動への支援	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会と連携し、地域で福祉活動をしている人や団体を支援します。

5. 社会福祉協議会との連携強化

現状・課題等

- 社会福祉協議会は、令和4度を初年度とする「第三期つがる市社会福祉協議会地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉の実現のための基本理念として「笑顔で暮らせる福祉のまちづくり」を掲げ、基本方針として、①地域福祉活動の推進、②在宅福祉サービスの推進、③介護保険・障害者自立支援事業の推進、④法人の適正運営と基盤強化の推進、⑤各種施設等の管理運営の推進を位置付け、市、地域住民と連携して地域福祉の充実を図っています。
- アンケート調査では、社会福祉協議会の認知度について、「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」が54.4%と、活動内容が周知されているとはいえない結果となっています。
- 本市の社会福祉協議会は、介護保険事業や障害者自立支援事業をはじめ、地域福祉の推進・調整役として大きな役割を担っていることから、今後も市と連携を強化し、市域の地域福祉活動の活発化に向けた取り組みを進める必要があります。

今後の取り組み

◆地域や市民の取り組み

- ・社会福祉協議会の活動を理解し、活動を支援しましょう。
- ・社会福祉協議会の各種福祉事業に参加しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・「第三期つがる市社会福祉協議会地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉事業や介護保険・障害者自立支援事業等の推進を図ります。
- ・地域福祉を推進する中心的な組織として、市、住民、事業所、関係機関との連携強化に努めます。
- ・社会福祉協議会の活動について、市民への周知を図り、理解促進に努めます。

◆市の取り組み

取り組み	具体的な内容
①社会福祉協議会への活動支援と連携強化	・社会福祉協議会を地域福祉の推進における中核的役割を担う組織として位置付け、積極的な活動展開を期待し、支援を行うとともに、連携の強化を図ります。

基本目標3 いきいきと暮らせる環境づくり

1. 居場所づくり・交流の場づくり

現状・課題等

- 地域福祉を推進していくためには、市民同士の日常的な近所づきあいや交流は重要であり、地域の状況や市民それぞれの個性を尊重し、豊かな暮らしが送れるような交流を深めていくことが大切です。
- 市では、高齢者を対象に通いの場や高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を推進し、近所の方々と交流を深めて、閉じこもりを防いでいきます。
- 地域における「通いの場づくり」を目的に、生活支援コーディネーターが中心となり地域の関係者（社会福祉協議会、福祉推進員等）と連携し、新たに「住民主体の通いの場」が設置されています。
- 認知症の人と家族、地域住民等がともに安心して過ごせる「認知症カフェ」が2か所で開設されています。
- また、子育ての中で親子が気軽に集い、自由に交流できる場所として、「子育て広場」を開催し、参加者同士が交流を深め、子育てが楽しいと感じられる機会を提供しています。
- 今後は、より多くの方が利用できるよう一層の周知と、誰もが参加しやすい環境づくりが必要です。

今後の取り組み

◆地域や市民の取り組み

- ・「住民主体の通いの場」など身近な居場所づくりに関心を持ち、参加しましょう。
- ・市と連携し、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施を図ります。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・通いの場について、協力員の強化を図るとともに、住民主体で開催できるよう支援を図ります。
- ・市と連携し、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施を図ります。

◆市の取り組み

取り組み	具体的な内容
①通いの場の充実	・社会福祉協議会と連携し、地域での居場所づくりの一環として、通いの場の充実を図ります。
②高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	・社会福祉協議会と連携し、温泉施設や地元にある集会所等を利用して近所の方々と交流を深めて、閉じこもりを防いでいきます。また、レクリエーションや研修などを実施し、認知症の予防を図り、自立した生活を少しでも長く送れるよう事業を推進します。
③認知症カフェの活動支援	・「認知症カフェ」の開設を継続することにより、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援します。 ・広報やチラシにより周知を図ります。
④地域子育て支援拠点事業の充実	・子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行います。
⑤地域の施設を活用した交流促進	・地域の交流の場として、集会所、コミュニティセンター、地区公民館、公園など身近にある施設の活用を図ります。

2. 社会参加・生きがいづくり

現状・課題等

- 高齢者が身近な地域での住民同士のふれあいを感じながら、長寿であることの喜びを実感し、今後ともいきいきとした豊かな人生を送ることができるように、老人クラブ活動の支援や各種敬老事業を実施しています。
- 高齢者の就労機会確保の一環としてシルバー人材センターへの支援を行っています。
- 障害の有無にかかわらず取り組める生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動を推進しています。

今後の取り組み

◆地域や市民の取り組み

- ・家に閉じこもらずに、地域の色々な教室や活動に参加しましょう。
- ・事業者等は高齢者、障害者の就労機会の拡大に努めましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・高齢者等が地域で孤立することなく、地域住民との交流や仲間づくり、社会参加ができる活動を支援します。

◆市の取り組み

取り組み	具体的な内容
①高齢者の生きがい・社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none">・高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられるよう、高齢者の生きがいの創造を支援し、高齢者の生涯学習、社会参加、多世代交流、地域貢献活動の機会を増やし、働ける高齢者の雇用の促進を行います。・高齢者の就労機会確保の一環としてシルバー人材センターへの支援を行います。・高齢者の仲間づくりを通じた生きがいと健康づくりを推進するため、引き続き老人クラブの活動を支援します。・趣味講座を開催し、高齢者の生きがいと健康づくりを目指します。・チラシや広報により趣味講座の周知を図ります。

取り組み	具体的な内容
②障害者の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者（児）の自立と社会参加のため、地域のイベント、スポーツ、レクリエーション活動等に、気軽に参加できるよう働きかけるようにします。 ・ 日中活動や就労の場を提供するなどの支援を行います。

3. 健康づくり・介護予防

現状・課題等

健康づくり

- 高齢化の進行や医学の進歩、生活水準の向上等により疾病構造が変化し、かつて多かった結核などの感染症から、がん・心疾患・脳血管疾患等の生活習慣病が死因の多くを占めるようになっており、本市は特に、男性で心疾患、女性で脳血管疾患による死亡率が高い地域となっています。
- 日常の運動や食事などの生活習慣が健康づくりの大きな要素となっていることから、市民が健康に対する意識を持ち、いつまでも生きがいを持って暮らしていくことのできる環境づくりを推進する「一次予防」に力を入れていく必要があります。
- また、近年の社会構造の変化及び複雑化等により、強いストレスを感じる人も多くなってきており、こころの健康づくりを推進していくことも必要です。

介護予防

- 高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように、自主的・積極的な介護予防の促進と生活支援の充実が求められています。
- 本市では、地域ぐるみでの健康づくりを促進するために、医療専門職（作業療法士、公認心理師、保健師等）が地域の集会所等で行っているサロン等に出向き、高齢者のフレイル予防に関する健康教室や健康相談を行っています。
- 健康づくり推進の一環として、高齢者のフレイル予防である運動習慣の定着を図るため、自宅やサロン等で実施できる健康体操を制作しました。
- 令和5年度からは地域でサロン活動をしているリーダーや保健協力員を対象とした「健康体操リーダー育成研修会」を開催し、健康体操の普及啓発のための人材育成に取り組んでいます。

今後の取り組み

◆地域や市民の取り組み

- ・地域ぐるみの健康活動に取り組みましょう。
- ・自らの健康状態に関心を持って、健診を受けましょう。
- ・健康づくりに対する意識・知識を高め、日常生活の中での自主的な健康づくりを習慣

にしましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

・市と連携し、介護予防・地域支え合い事業の充実を図ります。

◆市の取り組み

取り組み	具体的な内容
①健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">・健康づくり活動を行う自主グループや保健協力員などの地域組織の活動を支援し、地域ぐるみでの健康づくりを促進します。・食生活改善推進員の育成や活動への支援を行い、「食」に関する知識の普及や健全な食習慣の実践を促進します。・こころの健康づくりに対する知識の普及・啓発活動を行います。・悩んでいる人に気づき、話を聞き、必要に応じ専門機関につなぐ役割を担う人材を育成します。・医療専門職が地域で行っている自主グループ（サロン）活動に出向き、健康教育や健康相談を実施することで、フレイル予防をはじめとする健康づくりに努めます。・各地域でサロンが開催できるように、社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら環境づくりの推進に努めます。・地域で行っているサロン等のリーダーや保健協力員が地域において健康づくり活動ができるように、健康に関する知識の普及啓発活動を行います。・運動習慣定着を図るため、健康体操のDVD化や市のホームページへの掲載のほか、今後も「健康体操リーダー育成研修会」を開催します。
②生活習慣病の早期発見、発症予防	<ul style="list-style-type: none">・糖尿病等の生活習慣病や、生活習慣病のリスクを増大させるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備軍を早期に発見し、早期治療や生活習慣改善のための保健指導を行い、減少させるため、今後も特定健診受診率向上、生活習慣病重症化予防に努めます。・生活習慣病に起因する疾病の発症を予防し、早期に発見するため、健診受診率の向上や健診後の適切な保健指導の実施に努めます。・生活習慣病予防や健康づくり等に関する情報の周知・啓発に努めます。

取り組み	具体的な内容
③介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険制度の持続可能性を高め、すべての人が健康に暮らし続けるために必要な活動に自ら取り組むことができるよう、関係機関と連携・協力しながら健康づくりや介護予防・日常生活支援総合事業、一般介護予防事業を一体的に推進し、サービスの充実に努めます。 ・ 高齢者一人ひとりの社会参加の機会をつくることで、自らが様々な取り組みに積極的に参加し、活躍できるように支援します。 ・ 市広報やパンフレット、市立図書館への展示により介護予防事業や各種支援事業についての周知を図ります。

4. 安全な移動手段・生活の確保

現状・課題等

身近な移動手段

- 高齢者や障害者、子どもを含めたすべての住民が住み慣れた地域で暮らすためには、生活領域を拡大し、様々な社会参加が可能となるよう、移動手段の確保や環境整備が必要です。
- 社会福祉協議会、老人福祉施設、障害者施設を経営する社会福祉法人をはじめとした介護保険事業所では、高齢者や障害者の外出・移動支援として、介護タクシー事業や福祉バスの運行などを行い、身近な移動手段の確保に努めてきました。
- 本市では、令和4年につがる市公共交通会議を開催し、公共交通機関を利用しやすい環境づくりに向けた検討を図ってきました。
- 関係機関と連携し、民間運営の路線バス・買物バス・薬局バス等と診療所送迎バス・地域内交通等交通網全体のバランスを考慮しながら、デマンド交通を活用して移動手段の確保を図っています。
- 今後も、多くの人々が利用する公共施設や道路などのバリアフリー化をさらに進めるとともに、移動が困難な方への移動手段の確保に努める必要があります。

バリアフリー化

- 本市では、公共施設の改築時に、段差の解消や手すりの設置や多目的トイレの設置などを行ってきました。また、道路整備においても、歩道の整備やバリアフリー化に努めてきました。
- 今後も、多くの人々が利用する公共施設や道路などのバリアフリー化をさらに進める必要があります。

交通安全・防犯

- 交通事故の防止に向け、警察や関係機関・団体との連携のもと、幼児から高齢者までを対象とした交通安全教育や広報・啓発活動を推進し、交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備や道路環境の向上に努めています。
- さらに、登下校時における児童・生徒の安全確保の取り組みとして、全児童・生徒を対象としたアンケート調査を実施し、道路構造上の問題点や防犯上の危険箇所について、関係機関と緊急合同点検を行い、改善対策について協議を行いました。

た。

- 防犯対策として、警察などの関係機関・団体と連携し、学校での啓発活動の推進をはじめ、「子ども110番の家」の活用促進、子ども安全メール、巡回パトロールの実施などに努めてきました。

除雪対策

- 本市は、冬期間の降雪が多く、日本海特有の強い西風の影響による地吹雪も発生することから、冬期間の雪対策として、除雪対策、防雪柵・流雪溝の設置等を推進するとともに、高齢者福祉サービスとして、シルバー人材センターに委託し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、自宅から公道までの安全路確保のための除雪支援を行っています。
- 今後も、冬期間の安全・安心な生活の確保に向け、地域と連携した除雪対策を進める必要があります。

今後の取り組み

◆地域や市民の取り組み

- ・地域ぐるみでの交通安全活動や交通安全教室に参加することで交通ルールとマナーを熟知し、交通事故の防止に努めましょう。
- ・あいさつや声かけがお互いにできる関係づくりなど地域のつながりを深めることで、自主防犯活動の充実や消費者被害の防止を図りましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・市と連携・調整を図りながら、外出支援サービス事業を実施します。

◆市の取り組み

取り組み	具体的な内容
①身近な移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none">・関係機関と連携し、公共交通機関を利用しやすい環境づくりに努めます。・民間運営の路線バス・買物バス・薬局バス等と診療所送迎バス・地域内交通等交通網全体のバランスを考慮しながら、デマンド交通を活用して移動手段の確保を図ります。・一般の交通機関の利用が困難な方が安心して医療機関を受診できるよう、外出支援サービスを実施します。

取り組み	具体的な内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会や事業者等と連携し、福祉タクシー等の利便性向上や外出支援サービスの充実など高齢者や障害者などの交通弱者の移動支援の充実を図ります。
②公共施設等のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等の改築等に手すり設置や多目的トイレの設置などバリアフリー化を図ります。 ・ 高齢者や障害者、子どもが安心して移動できるよう歩道整備や道路のバリアフリー化を図ります。 ・ 施設の長寿命化計画等の計画に基づきバリアフリー化等の改修を検討していきます。
③住宅のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅の整備にあわせて、手すりの設置やバリアフリー化など利用者にやさしい住宅の供給に努めます。 ・ 既設の公営住宅において、必要時住宅改修を行い、住民の生活の安全に努めます。
④地域での防犯・交通安全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙等を通じて、防犯や交通事故防止に向けた啓発、情報提供を図ります。 ・ 市民との連携・協力による交通安全活動を推進し、地域全体で交通事故を防止する地域づくりを推進します ・ 地域コミュニティ意識の向上を図り、子どもの見守りや空き巣防止等につながる自主的な活動を促進します。 ・ 市職員による巡回パトロール活動の充実を図り、犯罪の未然防止につなげます。 ・ 悪質商法等被害の未然防止と発生後の適切な対応のため、県消費生活センター等関係機関と連携し、情報提供と相談体制の充実を図ります。
⑤子どもの安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察署等と連携のもと、子どもが犯罪にあわないよう、各小中学校での防犯指導教室を開催します。 ・ 小学校新1年生に防犯ブザーを配布します。 ・ 犯罪からの児童の緊急避難の場として、市民の協力のもと、子ども110番の家の整備を進めます。 ・ 関係機関が連携して児童・生徒が安全に登下校できるよう対策の改善・充実を図ります。 ・ 地域活動団体と連携しながら、子どもが犯罪に巻き込まれないよう地域での見守り体制の強化を図ります。
⑥冬期間の安全な生活の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪体制の充実や防雪柵の設置・融雪溝等の維持管理に努めます。 ・ ひとり暮らし高齢者等への除雪支援を行います。

第5章 計画推進のために

1. 協働による計画の推進

- 地域福祉の主役は、地域で生活している市民全員であり、支え合い、助け合いのできる地域づくりには、行政だけの取り組みではなく、市民との協働が不可欠です。
- また、地域では、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることから、それらに対応していくためには、地域で活動する自治組織やボランティア団体、NPO法人、事業所など多様な担い手の活動が必要です。
- 第4次計画の推進にあたっては、地域福祉を担う多様な主体が、相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら取り組むことが求められます。

2. 計画の周知・普及

- 地域福祉を推進するためには、第4次計画の目標や取り組みについて、市民をはじめ、社会福祉協議会や地域で活動する各種団体、事業者、市職員など計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが必要です。
- このため、広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて、計画内容を広く住民に周知し、普及に努めます。

3. 社会福祉協議会との連携

- 社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。
- 第4次計画の目的を達成するために、地域福祉活動への市民参画とともに、計画の各分野でつがる市社会福祉協議会が担う役割が大きくなってきます。
- このため、つがる市社会福祉協議会と相互に連携しながら、第4次計画に基づく各施策を推進します。

4. 計画の進行管理、点検・見直し

- 第4次計画に掲げた各施策や事業は、住民にとって暮らしやすい地域をつくるために実施するものです。しかし、時代の変化や世代の交代などにより、求められる福祉の中身や制度が変化することも考えられます。
- そのため、年度ごとに事業の利用実績の推移や効果、効率性など、計画の進行管理を行い、点検していく必要があります。そうした評価をもとに、事業の見直しを行うPDCAサイクルに基づき、よりよい地域福祉の実現に向けた施策・事業の実施を図ります。

資料編

(1) 地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法第107条の規定に基づき、つがる市地域福祉計画を策定するため、つがる市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の見直しに関すること。

(構成)

第3条 委員の定数は15人以内とし、次の者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉法人等の民間事業者
- (3) 受益者代表
- (4) その他市長が認める者

(組織)

第4条 策定委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は策定委員会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日から3年とする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 策定委員会の会議には、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(費用弁償)

第7条 委員が会議に出席した場合においては、つがる市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年つがる市条例第36号）の規定に準じて報酬及び費用弁償を支給するものとする。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

(2) つがる市地域福祉計画策定委員

(任期：令和5年10月25日～令和8年10月24日、敬称略)

	区分	役職	氏名	備考
1	学識経験者	つがる市民生委員児童委員連絡協議会 会長	吉田 博身	委員長
2		つがる市自治会連合会 会長	白戸 英行	
3	社会福祉法人 等の民間事業 者	特別養護老人ホーム桑寿園 園長	成田 房子	
4		特別養護老人ホーム柏風園 園長	西久保 哲司	
5	受益者代表 (地域活動に 関わる者)	森田学園 園長	野呂 公	
6		つがる市老人クラブ連合会 会長	柴谷 松雄	副委員長
7		つがる市社会福祉協議会 事務局長	長内 克之	
8	その他市長が 認める者	つがる市民診療所 事務長	木津 祐人	
9		健康福祉部長	高橋 一也	
10		健康福祉部 介護課 高齢福祉係長	對馬 寿子	

(3) 計画策定経緯

年月日	内容
令和5年7月～8月	○市民アンケート調査の実施
令和5年10月25日	■第1回策定委員会 ・委嘱状交付 ・委員長・副委員長の選任 ・アンケート調査結果の報告
令和5年12月4日	■第2回策定委員会 ・第4次つがる市地域福祉計画骨子案の検討
令和6年1月18日～2月9日	○パブリックコメントの実施
令和6年3月4日	■第3回策定委員会 ・第4次つがる市地域福祉計画案の検討・承認

第4次つがる市地域福祉計画

[令和6年度～令和10年度]

発行：つがる市健康福祉部福祉課
発行年月：令和6年3月
〒038-3192 青森県つがる市木造若緑61番地1
電話 0173-42-2111 F A X 0173-42-4546